



# 島根県報

令和2年3月31日（火）

第 9 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

|                              |         |   |
|------------------------------|---------|---|
| 職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  | （人 事 課） | 2 |
| 島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | （林 業 課） | 2 |
| 島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則      | （水 産 課） | 3 |

### 【告 示】

|                              |                   |    |
|------------------------------|-------------------|----|
| 介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出    | （高 齢 者 福 祉 課）     | 3  |
| 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 | （       "       ） | 3  |
| 土地改良区の設立の認可                  | （農 村 整 備 課）       | 4  |
| 県営土地改良事業計画の決定（2件）            | （       "       ） | 4  |
| 保安林予定森林（2件）                  | （森 林 整 備 課）       | 4  |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示         | （       "       ） | 5  |
| 地籍調査の成果の認証                   | （用 地 対 策 課）       | 6  |
| 車両制限令の規定による道路の指定             | （道 路 維 持 課）       | 6  |
| 洪水特別警戒水位の設定の一部改正             | （河 川 課）           | 6  |
| 臨港地区の指定                      | （港 湾 空 港 課）       | 7  |
| 土砂災害警戒区域の指定の解除（3件）           | （砂 防 課）           | 7  |
| 土砂災害警戒区域の指定（3件）              | （       "       ） | 14 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定（3件）            | （       "       ） | 21 |

### 【公企規程】

|                                      |                   |    |
|--------------------------------------|-------------------|----|
| 島根県企業局の任用期間の定のある職員の任免権を委任する規程を廃止する規程 | （企 業 局 総 務 課）     | 26 |
| 島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程               | （       "       ） | 26 |

### 【病院局規程】

|                            |  |    |
|----------------------------|--|----|
| 島根県病院局組織規程の一部改正            |  | 27 |
| 島根県病院局職員就業規程の一部改正          |  | 29 |
| 病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正 |  | 29 |

### 【病院局告示】

|   |  |    |
|---|--|----|
| 島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 |  | 30 |
|---|--|----|

### 【選管規程】

|                        |  |    |
|------------------------|--|----|
| 島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 |  | 32 |
|------------------------|--|----|

### 【公安告示】

|  |           |    |
|--|-----------|----|
| 警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲の廃止 | （警 察 本 部） | 32 |
|--|-----------|----|

## 公布された条例等のあらまし

### ◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第33号）

#### 1 規則の概要

- (1) 特別徴収監の職を廃止することとした。（別表関係）
- (2) 徴収対策監の職を新たに設けることとした。（別表関係）

#### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第34号）

#### 1 規則の概要

- (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を令和3年3月31日まで延長することとした。（第6条の2関係）
- (2) 引用する条項の整理

#### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第35号）

#### 1 規則の概要

- (1) 漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金に係る融資機関を改めることとした。（別表関係）
- (2) 長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）
- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

## 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第33号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「特別徴収監」を「徴収対策監」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

---

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

---

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第34号**

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第9号中「第4条第4項」を「第4条第1項」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

第6条の2中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第35号**

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「銀行」を「普通銀行」に改める。

別表漁業活性化資金の項、基幹漁業経営安定化資金の項及び新規漁業着業支援運転資金の項中「取扱漁協」を「農林中央金庫、取扱漁協、普通銀行、信用金庫」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「0.9パーセント」を「0.5パーセント」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

**告****示****島根県告示第179号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| 開設者の名称又は氏名 | サービスの種類  | 施設の名称                   | 施設の所在地             | 廃止年月日     |
|------------|----------|-------------------------|--------------------|-----------|
| 医療法人徳祐会    | 介護老人保健施設 | 介護療養型老人保健施設<br>ケアセンター三笠 | 邑智郡邑南町上田所39番地<br>5 | 令和2年3月31日 |

**島根県告示第180号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| 開設者の名称 | 施設の名称          | 施設の所在地       | 辞退年月日    |
|--------|----------------|--------------|----------|
| 島田 康夫  | 介護療養型医療施設 島田病院 | 浜田市殿町83-30番地 | 令和2年3月1日 |

#### 島根県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、大田市三瓶町加瀬土地改良区の設立を令和2年3月19日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業名                            | 縦覧に供する書類の名称  | 縦覧の期間      | 縦覧の場所 |
|--------------------------------|--------------|------------|-------|
| 加瀬地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 大田市役所 |

#### 島根県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業名                              | 縦覧に供する書類の名称  | 縦覧の期間      | 縦覧の場所 |
|----------------------------------|--------------|------------|-------|
| 吉原坂折地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 吉賀町役場 |

#### 島根県告示第184号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川1480から1483まで、1489、1495、1497、1501、1505から1509まで、1505-2、1507-1、1512、1518から1520まで、1522、1525、1526、1528、1530、1531-1から1531-4まで、1532から1534まで、1539、1541、1542、1551から1553まで、2627-6、2632-1から2632-3まで、2634-2、2641-1から2641-3まで、2643-5

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第185号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

## 1 保安林予定森林の所在場所

益田市美濃地町イ2274、イ2275-1、イ2275-2、イ2294-1、イ2553、イ2554

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第186号

令和2年農林水産省告示第377号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

| 保 安 林 の 所 在 場 所 | 不分明である通知の相手 |
|-----------------|-------------|
| 鹿足郡吉賀町蓼野1962続9  | 宗内 幹人       |
| 鹿足郡吉賀町蓼野1964-4  | 吉津 敦子       |

## 島根県告示第187号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期     | 成果の名称 |     | 調査を行った地域 | 認証年月日     |
|------------|--------------|-------|-----|----------|-----------|
|            |              | 地籍図   | 地籍簿 |          |           |
| 浜田市        | 平成29年度～令和元年度 | 29枚   | 1冊  | 長浜町5     | 令和2年3月19日 |
| 浜田市        | 平成29年度～令和元年度 | 26枚   | 1冊  | 海老谷1     | 令和2年3月19日 |
| 浜田市        | 平成29年度～令和元年度 | 8枚    | 1冊  | 木都賀⑧     | 令和2年3月19日 |
| 松江市        | 平成30年度～令和元年度 | 6枚    | 1冊  | 邑生④      | 令和2年3月19日 |
| 松江市        | 平成30年度～令和元年度 | 3枚    | 1冊  | 大井④      | 令和2年3月19日 |
| 松江市        | 平成30年度～令和元年度 | 6枚    | 2冊  | 東忌部⑮西忌部② | 令和2年3月19日 |
| 邑南町        | 平成28年度～令和元年度 | 23枚   | 1冊  | 矢上④      | 令和2年3月19日 |
| 邑南町        | 平成29年度～令和元年度 | 34枚   | 1冊  | 久喜2      | 令和2年3月19日 |
| 邑南町        | 平成29年度～令和元年度 | 18枚   | 1冊  | 矢上11     | 令和2年3月19日 |

## 島根県告示第188号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 路線名及び区間

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                          |
|-------|-------|------------------------------|
| 県道    | 松江木次線 | 雲南市大東町1633番12地先から同1101番8地先まで |

## 2 指定期日

令和2年4月1日

## 島根県告示第189号

洪水特別警戒水位の設定（平成28年島根県告示第385号）の一部を次のように改正し、令和2年4月6日から施行する。

令和2年3月31日

「  

|                                 |
|---------------------------------|
| 2.80                            |
| (名賀川合流地点<br>より上流について<br>は、2.20) |

を  

|                                 |
|---------------------------------|
| 3.60                            |
| (名賀川合流地点<br>より上流について<br>は、2.60) |

に改める。」

島根県告示第190号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 臨港地区の区域

| 港 湾 名 | 臨 港 地 区 の 区 域 |
|-------|---------------|
| 来居港   | 隠岐郡知夫村字来居     |

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部並びに知夫村役場

島根県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成17年島根県告示第1,290号、平成18年島根県告示第355号、平成19年島根県告示第298号、平成19年島根県告示第363号、平成20年島根県告示第2号及び平成29年島根県告示第25号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

菅田池西A、長谷池南A、長谷池南B、常福寺西、第2湫北台、菅田池西B、法吉J、大界A、東奥谷B、法吉I、法吉H、法吉G、春日D、春日E、東奥谷A、法吉F、法吉B、法吉変電所南、春日A、百田A、法吉E、法吉C、法吉A、比津が丘、百田B、法吉D、比津A、比津B、比津C、比津D、比津E、春日B、黒田A、比津H、とねり坂、法眼寺A、比津F、比津G、春日C、黒田B、黒田C、黒田D、法吉K、法吉L、法吉M、法吉N、国屋C、国屋下A、ニッ池北、国屋団地A、国屋団地B、国屋A、国屋下B、法眼寺B、国屋B、堂形A、堂形B、堂形C、城西南平台、国屋D、国屋E、国屋F、国屋G、国屋H、城北小学校南B、東奥谷E、奥谷B、東湫北台、うぐいす台、湫北台、東奥谷C、城北小学校南A、城北小学校南C、千手院西、石橋、赤山A、赤山B、さざえ尻、奥谷C、奥谷D、塩見縄手、矢田D、東光台下B、東光台下C、中矢田D、奥堤池西B、馬瀉B、富士見ヶ丘A、馬瀉A、手間B、手間A、井の奥、中矢田E、東光台下A、中矢田A、中矢田B、中矢田C、奥堤池西A、矢田E、的場池、富士見ヶ丘B、八幡A、八幡B、馬瀉C、富士見ヶ丘C、間内B、間内A、配水場東、奥堤池西C、上竹矢A、

山代A、中竹矢A、竹矢、矢田F、中竹矢B、矢田G、城前、安楽寺、つつじが丘、東津田A、上谷A、湍東台下、上谷B、上谷C、東津田C、第四中学校、東津田B、西津田A、西津田B、須原堤A、東光台西B、東光台西A、東光台、須原堤B、東津田D、桧山、中の坪、西津田五丁目A、西津田五丁目B、西津田五丁目C、津田E、東津田E、東津田F、西津田C、東津田G、西津田D、津田B、生協病院裏B、生協病院裏A、東田中、田中A、床几山通り、栄町B、松尾、西津田八丁目、雑賀、元山、栄町A、美月、乃木忌部橋北、馬ノ背B、王子坂、馬ノ背C、馬ノ背A、宇賀B、宇賀C、競馬場A、宇賀A、中の宮、競馬場B、山居下、駅南、西の原、中原B、前田、中原A、馬ノ背D、乃白、田和C、田和B、乃木福富E、岡の空、田中B、浜乃木、田和A、田和E、田和G、田和D、田和F、下ノ原、大角山A、乃木福富C、乃木福富D、乃木福富F、乃木福富G、乃木福富H、乃木福富I、乃木福富A、乃木福富B、大角山B、田中C、乃木福富J、古志原2丁目、喰ヶ谷、切剥山、向山A、向山B、湍南台団地、上口、八雲台、一の谷、神田、深田A、平成A、平成B、大庭、中曾根、江戸山、中ノ島A、中ノ島B、空ノ原、来見C、来見B、原A、大庭来見A、来見D、山代B、伊弊田、真名井の滝西、原D、原C、原B、橋端、林原、金起A、柳谷、大成、深田B、南口、西口、井戸路A、井戸路B、金起B、時石、有B、黒田畦E、黒田畦C、黒田畦B、中ノ島C、黒田畦A、高岡、大草A、有A、坪ノ内下、坪ノ内、大草B、下意東A、下意東B、下意東C、羽入A、羽入B、羽入C、羽入D、羽入E、高丸A、高丸B、高丸C、野呂A、高丸D、高丸E、高丸F、高丸G、下意東D、野呂B、羽入F、羽入G、羽入H、中意東B、中意東C、中意東A、あさひ台、下意東E、高庭A、高庭B、高庭C、高庭D、岩崎神社東A、岩崎神社東B、本谷下組A、山根、畑A、畑B、出雲金刀比羅宮東A、出雲金刀比羅宮東B、出雲金刀比羅宮東C、本谷奥組A、本谷奥組B、古屋敷A、古屋敷B、本谷奥組C、一穂神社北A、一穂神社北B、本谷中組A、山口谷、本谷中組B、乗光寺西A、乗光寺西B、乗光寺北A、本谷中組C、本谷中組D、乗光寺北B、本谷下組B、岩鼻橋南、岩鼻A、岩鼻B、岩崎神社東C、畑C、崎田2区B、崎田2区C、崎田、崎田2区D、椎ノ木A、椎ノ木B、椎ノ木C、南中津A、南中津B、五反田A、五反田B、附谷A、附谷B、附谷C、五反田C、五反田D、畑ヶ田A、上分A、畑ヶ田B、上分B、上分C、上分D、上分E、上分F、上分G、上分H、四廻A、四廻B、四廻C、四廻D、上新町A、上新2区A、上新町B、椎ノ木D、椎ノ木E、揖屋町A、揖屋町B、中津、南中津C、市原B、上分I、上新2区B、上新2区C、上新町C、上新町D、上新町E、崎田2区A、市原A、東出雲中学校、揖屋町C、向川原A、向川原B、春日A、古城A、古城B、大木B、大木C、大木D、古城C、古城D、須田神社北A、須田神社北B、栗坪、須田神社南、須田A、須田B、須田C、須田D、須田E、内馬A、内馬B、内馬C、内馬D、春日E、春日F、内馬E、内馬F、内馬G、内馬H、内馬I、宝満山、春日B、春日C、春日台A、春日台B、春日台C、春日台D、春日台E、春日台F、春日D、大木E、出雲郷A、出雲郷B、意宇南6丁目A、意宇南6丁目B

## (2) 土石流

西法吉A、うぐいす台A、春日A、白鹿谷、細田谷、法吉C、法吉B、竹矢A、矢田A、矢田B、乃白A、中ノ谷、大隅川、姥ヶ谷、大草C、佐草C、大草A、大草B、大庭B、大庭D、佐草町A、下意東J、下意東E、下意東A、下意東F、下意東I、下意東G、下意東D、下意東B、羽入川A、下意東C、下意東H、羽入川B、古家敷谷、上意東C、本谷中組西谷A、本谷中組東谷A、本谷中組北谷、上意東F、熊谷、上意東I、上意東J、竹崎谷南川、竹崎谷川、竹崎谷北川、上意東L、高庭谷、上意東K、畑川B、畑川A、上意東B、山淵谷川A、本谷奥組谷、上意東A、上意東D、上意東E、上意東G、上意東H、本谷中組西谷B、本谷中組東谷B、畑川C、揖屋町T、揖屋町P、揖屋町Q、揖屋町R、揖屋町S、揖屋町D、揖屋町G、揖屋町H、揖屋町E、揖屋町F、揖屋町K、揖屋町M、揖屋町N、揖屋町W、二重堤、揖屋町O、揖屋町J、揖屋町I、揖屋町A、揖屋町B、市原谷A、市原谷B、揖屋町X、揖屋町V、揖屋町C、揖屋町L、春日南谷、春日北谷、春日G、春日H、春日I、春日M、今宮谷、春日L、春日J、川原谷、大藪川、内馬A、井戸谷川、春日A、春日B、春日D、馬場廻谷、春日E、三沢奥、炭焼谷、炭焼東谷、須田西川、須田B、出雲郷A、須田D、須田C、須田川、須田A、出雲郷B、春日K、春日C、春日N

## 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成22年島根県告示第235号及び平成25年島根県告示第733号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

## 1 解除に係る市町村の名称

奥出雲町

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

佐白A、八頭、八代A、八代B、八代C、八代D、八代E、八代F、佐白B、八代G、八代H、八代I、八代J、八代K、真谷、八代L、八代M、佐白C、八代N、八代東部、八代O、佐白、八代P、八代Q、佐白D、佐白E、玉雲寺西2、上三所A、八代R、八代S、佐白F、佐白G、八代、八代八代、上三所B、土屋1、上三所C、八代T、八代U、佐白H、上三所D、上三所E、馬馳A、八代V、八代W、佐白I、上三所F、上三所G、馬馳B、馬馳上、馬馳C、八代X、佐白J、佐白K、上布施、佐白L、上三所H、馬馳D、馬馳1、馬馳2、佐白M、佐白N、上三所I、上三所J、井出口、上三所K、上三所L、上三所M、上三所N、馬馳E、馬馳F、馬馳G、佐白O、上三所O、上三所P、馬馳H、馬馳I、馬馳J、馬馳K、馬馳L、馬馳M、馬馳N、馬馳O、馬馳P、馬馳Q、馬馳R、佐々木三所A、三所B、下三所2、三所C、三所D、三所E、三所F、三所G、三所H、三所I、三所J、石原1、三所K、三所L、矢谷1、三成A、三成B、三所M、三所N、三所O、三所P、三所Q、石原2、三成C、三所R、三所S、三成D、矢谷2A、矢谷2B、三成E、三所T、三所U、三所V、里田4、矢谷4、三成F、里田2、黒田1、三成G、三成H、三成I、三成J、三所W、三所X、三所Y、三所Z、三成K、三所AA、黒田2、三成L、湯の原2、朝日町、棚田II、三成M、湯の原1、石原、三成松下、三成N、三所AB、三所AC、三成O、上三成下、愛宕下、滝の上2A、湯の原下、土木、滝の上1、湯の原上、湯の原中、上三成、三成P、滝の上2B、三成Q、三成R、三成S、三成T、三成U、三成V、美女原橋東、三成W、三成X、三成Y、三成Z、三成AA、美女原2、芋ヶ畑橋南1、三成AB、美女原3、美女原4、芋ヶ畑橋南2、三成AC、久月橋北、三成AD、三成AE、高尾A、高尾B、高尾C、高尾D、尾白橋北、尾白橋西、高尾E、高尾F、高尾G、高尾H、高尾I、高尾J、高尾K、高尾L、高尾M、大源橋東2、築田、高尾N、高尾O、築田橋東、高尾橋東2、高尾P、下高尾5、高尾小学校、高尾Q、高尾R、高尾S、高尾T、高尾U、高尾V、高尾W、高尾X、高尾Y、高尾Z、上高尾1、高尾AA、高尾AB、下高尾6、高尾AC、高尾AD、亀嵩A、亀嵩B、亀嵩C、亀嵩D、亀嵩E、高田A、亀嵩F、亀嵩G、弁才天橋東、亀嵩H、亀嵩I、高田B、亀嵩J、亀嵩K、高田C、亀嵩L、亀嵩M、高田D、高田E、亀嵩N、亀嵩O、高田F、高田G、亀嵩P、亀嵩Q、亀嵩R、亀嵩S、亀嵩T、亀嵩U、亀嵩V、亀嵩W、亀嵩X、亀嵩Y、高田H、高田I、高田J、亀嵩Z、亀嵩AA、亀嵩AB、高田K、高田L、高田、高田M、高田N、郡A、亀嵩AC、高田O、郡B、亀嵩AD、亀嵩AE、西湯野、高田P、郡C、郡中、谷奥、亀嵩AF、亀嵩AG、亀嵩AH、高田Q、郡D、郡奥橋南、高田R、郡三成橋北、亀嵩AI、亀嵩、亀嵩AJ、亀嵩AK、郡林、郡三成橋西、亀嵩AL、亀嵩AM、高柴1、高柴2、亀嵩AN、亀嵩AO、亀嵩AP、簾1、郡E、郡F、郡G、亀嵩AQ、梅木原4、郡H、郡I、郡J、亀嵩AR、亀嵩AS、簾3、亀嵩AT、亀嵩AU、梅木原3、簾4、亀嵩AV、梅木原1、大内原1、鹿谷鈿橋北、亀嵩AW、大内原2、大内原、大内原橋北、大内原上、下阿井A、下阿井B、川子原A、下阿井C、下阿井D、下阿井E、下阿井F、下阿井G、川子原B、下阿井H、鋳物屋、いものや、八幡下、山根、下阿井I、下阿井J、下阿井K、下阿井L、下阿井大橋北、下阿井M、下阿井N、下阿井O、下阿井P、下阿井Q、下阿井R、下阿井S、下阿井T、下阿井U、奥湯谷橋北、見寄、下阿井V、下阿井W、下阿井X、下阿井Y、下阿井Z、下阿井AA、下阿井

AB、下阿井AC、下阿井AD、下阿井AE、下阿井AG、下阿井AH、下阿井AI、下阿井AJ、下阿井AK、下阿井AL、下阿井AM、下阿井AN、下阿井AO、奥湯谷上A、奥湯谷上B、奥湯谷上C、下阿井AP、下阿井AQ、下阿井AR、下阿井AS、下阿井AT、下阿井AU、下阿井AV、下阿井AW、下阿井AX、上阿井A、上阿井B、上阿井C、上阿井D、上阿井E、川東下、上阿井F、上阿井G、阿井小学校、森長、上阿井H、河東、上阿井I、上阿井J、上阿井K、上阿井L、上阿井M、上阿井N、上阿井O、上阿井P、上阿井Q、川西A、川西B、下坂根A、下坂根B、上阿井R、上阿井S、上阿井T、坂根A、坂根B、町空、上阿井U、上阿井V、米原A、上阿井W、米原B、いざなみ橋東、米原C、米原D、上阿井X、上阿井Y、上阿井Z、上阿井AA、新屋前橋南、真地橋東、真地橋北、真地橋西、可部屋大橋東、桜井上、可部屋集成館南、上阿井AB、内谷A、内谷B、真地上A、呑谷第二橋北、上真地橋南、真地下、新呑谷橋北、木地谷橋西、真地上B、真地上C、真地上D、福原上B、福原上A、上阿井AC、上阿井AD、上阿井AE、上阿井AF、上阿井AG、上阿井AH、上阿井AI、福原下A、上阿井AJ、福原橋北、上阿井AK、上阿井AL、上阿井AM、上阿井AN、上阿井AO、福原下B、上阿井AP、下阿井AF、下阿井AY、下阿井AZ、下阿井BA、下阿井BB、上阿井AQ、鴨倉A、上鴨倉A、上鴨倉B、鴨倉B、鴨倉C、鴨倉D、上鴨倉C、鴨倉E、上鴨倉D、上鴨倉E、上鴨倉F、鴨倉F、建御名方神社東、鴨倉G、要害山西、鴨倉H、下鴨倉A、下鴨倉B、鴨倉大橋北A、鴨倉大橋北B、鴨倉大橋東、鴨倉大橋南A、鴨倉大橋南B、阿井川ダム西、三沢A、三沢B、原田、下鞍掛A、三沢C、原田A、三沢D、三沢E、三沢F、三沢G、三沢H、三沢I、三沢J、三沢K、三沢L、原田B、三沢M、三沢N、三沢O、三沢P、三沢Q、三沢R、三沢S、三沢T、三沢U、三沢V、堅田B、三沢W、三沢X、工業団地B、工業団地A、堅田A、上鞍掛B、花見屋橋南、花見屋橋西、上鞍掛A、上鞍掛橋東、三沢Y、三沢Z、三沢AA、布広橋南B、三沢AB、布広橋南A、三沢AC、下鞍掛B、三沢AD、三沢AE、下鞍掛C、下鞍掛D、四日市A、四日市B、河内A、四日市C、河内B、河内C、河内D、河内E、河内F、阿井川ダム東、河内G、常高寺南、河内橋北、河内H、河内I、河内J、河内K、奥田橋西、河内L、河内M、河内N、河内O、河内P、河内Q、河内R、才の峠東、大吉、河内S、河内T、鴨倉I、河内U、竹崎A、竹崎B、竹崎C、竹崎D、竹崎E、万才、柱橋南、竹崎F、竹崎G、竹崎H、竹崎I、竹崎J、竹崎K、ピリ谷橋北、竹崎L、竹崎M、竹崎N、竹崎O、竹崎P、竹崎Q、竹崎R、竹崎S、竹崎T、竹崎U、追谷、日向側、竹崎V、中糶、竹崎W、大呂A、竹崎X、水木橋北、竹崎Y、竹崎Z、山郡、中丁A、小国、竹崎AA、竹崎AB、川原橋、竹崎AC、山神社、竹崎AD、大呂B、大呂C、福頼、大呂D、大呂E、大呂F、大呂G、大呂H、大呂I、大呂J、大呂K、大呂神社、大呂L、中丁B、中丁下、山の奥橋南、大呂M、大呂N、代山、大呂O、大呂P、大呂Q、大呂R、大呂S、大呂T、大呂U、大呂V、大呂W、大呂X、谷鉦橋南、大呂Y、中村A、中村B、中村C、中村D、中村E、中村F、中村G、中村H、中村I、五反田B、中村J、樋口A、中村K、中村L、中村M、樋口B、樋口C、蔵屋A、蔵屋下、蔵屋上、中村N、中村O、蔵屋B、蔵屋C、中村P、中村Q、中村R、中村S、中村T、中村U、中村V、稲原A、稲原B、稲原C、稲原D、稲原E、稲原F、稲原G、稲原H、稲原I、稲原J、稲原K、稲原L、稲原M、稲原N、稲原O、稲原P、稲原Q、稲原R、粕谷池南、稲原S、稲原T、川西橋東A、稲原U、稲原V、稲原W、下横田A、横田A、稲原X、稲原Y、稲原Z、下横田B、下横田C、下横田D、下横田E、中村W、中村X、中村Y、中村Z、角A、角B、横田B、六日市A、六日市B、六日市C、横田C、大曲A、大曲B、横田D、横田E、大曲C、大曲D、横田F、横田G、横田H、横田I、横田J、横田K、加食橋北、横田L、横田M、横田N、大谷A、雨川A、雨川下、雨川B、大歳神社東、大谷B、小麦谷橋西、大谷C、大谷D、大谷E、大谷F、大谷G、大谷H、大谷I、下横田F、下横田G、下横田H、下横田I、下横田J、下横田K、下横田L、下横田M、下横田N、川西橋東B、下横田O、愛宕神社北A、愛宕神社北B、下横田P、下横田Q、八川本郷A、八川小学校南、井多橋北、井多橋東、八川駅北、八川A、八川本郷B、八川B、八川C、八川D、本郷A、八川E、八川F、八川G、八川本郷C、八川H、金川A、八川I、八川J、金川B、金川C、金川D、八川K、八川L、八川M、中八川A、仲仙道、八川N、中八川B、八川O、小八川橋東、八川P、小八川A、多聞寺橋、八川Q、八川R、小八川B、八川S、八川T、山神橋西、八川U、山神橋南、八川V、八川W、大八川北、大八川東、中八川C、八川X、八川Y、八川Z、三森原A、三森原B、八川AA、田畑橋西、八川AB、三森原C、八川AC、八川AD、八川AE、八川AF、

八川AG、八川AH、坂根、八川AI、八川AJ、八川AK、八川AL、八川AM、八川AN、八川AO、八川AP、八川AQ、八川AR、八川AS、八川AT、大谷J、大谷K、大谷L、大谷M、大谷N、大谷O、大谷P、大谷Q、大谷R、大谷S、大谷T、大谷U、大谷V、大谷W、本郷東、大谷X、杭木、大谷Y、大谷Z、大谷AA、大谷AB、大谷AC、大谷AD、大谷AE、吉ヶ口、大谷AF、大谷AH、小馬木本郷A、小馬木A、小馬木B、大谷AG、小馬木C、皿ヶ瀬橋西、小馬木D、小馬木E、大馬木A、大馬木B、大馬木C、大馬木D、反保A、小馬木F、小馬木G、小馬木H、小馬木I、大馬木E、反保B、女良木、大馬木F、大馬木G、大馬木H、大馬木I、大馬木J、大馬木K、大馬木L、大馬木M、大馬木N、大馬木O、大馬木P、大馬木Q、大馬木R、大馬木S、大馬木T、大馬木U、大森、大馬木V、大馬木W、大馬木X、堅田A、堅田B、堅田C、大馬木Y、大馬木Z、大馬木AA、大馬木第一本郷、亀ヶ市橋北、大馬木AB、大馬木AC、湯舟橋南、大馬木AD、亀ヶ市、大馬木AE、大馬木AF、大馬木AG、小峠、大馬木AH、大馬木AI、大馬木AJ、大馬木AK、大馬木AL、大馬木AM、上連、大馬木AN、大馬木AO、大馬木AP、大馬木AQ、大馬木AR、大峠、大馬木AS、大馬木AT、大馬木AU、木屋谷A、木屋谷B、みずほ橋西、木屋谷橋北A、木屋谷C、木屋谷D、小馬木J、上木屋谷東A、小馬木K、小馬木L、折渡、小馬木M、小馬木N、小馬木O、小馬木P、小馬木Q、小馬木R、本谷折渡、下垣内橋南、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木V、小馬木W、小馬木X、小馬木Y、小馬木Z、小馬木AA、砂子屋橋西、矢入、小馬木AB、小馬木AC、矢入中原A、小馬木AD、野伏、中原、小馬木AE、矢入中原B、小馬木AF、小馬木AG、小馬木AH、小馬木AI、奥田屋橋西、小森A、小森B、小森C、小馬木AJ、小森D、矢入中原北、小馬木AK、小馬木AL、小馬木AM、小馬木本郷B、小馬木AN、小馬木AO、小馬木AP、小馬木本郷C、小馬木AQ、小馬木AR、小馬木AS、板敷橋西、越峠橋東、越峠橋北、板敷神社西、小馬木AT、小馬木AU、板敷A、板敷B、板敷C、板敷D

(2) 土石流

清水廻中川B、清水廻川、清水廻中川A、平高山、中村1、中村2、湯の原4、八代川、柿木廻A、柿木廻B、八勝蒔川、八代A、寺谷川、八代B、八代C、馬馳上川B、馬馳上川A、土屋川、南川、上三所川、上三所川上川A、火事ヶサコ、上三所川上川B、城山北川、上三所A、出井の口沢川、佐白A、宮の奥谷、佐白B、小山越谷、佐白C、厩谷、寺谷、八頭1、西八頭川、茶屋場谷、八頭2、真谷川B、真谷川A、東真谷川、佐白川B、佐白川A、八代D、八代E、神の村川、三所A、下三所谷川、里田川、三所B、西石原川、石原川、三所C、三所D、三所E、三所F、三所G、三所H、三所I、下大内原谷川、三成G、三所J、三所K、三所L、三所M、三所N、三所O、下角木川、湯の原上川、梅木原2、湯の原3、湯の原1、美女原4A、美女原4B、三成H、三成I、三成J、金屋子谷、大水口、家ノ奥谷、上原屋川、西上原屋川、高尾B、高尾C、高尾D、高尾E、安代原、伝次釜、安女原川、高尾F、高尾G、下田廻B、下田廻A、高尾川A、高尾川B、松山以後、神ノ木谷、苗代水、ヨロヒ谷、高尾H、高尾I、高尾J、高尾K、高尾L、高尾M、高尾N、高尾O、高尾P、高尾Q、高尾R、高尾S、野間峠南、高尾T、野間川A、野間川B、野間川C、野間川D、高尾U、高尾V、高尾W、高尾X、高尾Y、高尾Z、尾白2、尾白1、道下、高尾AA、高尾AB、高尾AC、明神谷、坂口、穴観奥、アチカ谷、高尾AD、藤兵衛釜、東久月川、荒神ノ奥、谷尻、塩貝川、高尾A、南宇根山、東宇根谷川、三成M、三成L、東宇根山、三成K、東宇根山上、東宇根山中、東宇根山下A、東宇根山下B、東宇根山元、三成N、三成O、三成P、美女原川、三成Q、ミサキ、三成R、三成S、榎谷川、清水川、上湯の廻谷川、三成E、美女原5、三成F、県発谷川、湯の原谷東川、湯の原谷川、三所P、三所Q、三成D、谷口川、滝坂川(愛宕川)A、滝坂川(愛宕川)B、三成1、三成2、漆谷川、三成T、暮地1、矢谷川、三成A、三成B、奥山手川、三所R、三成C、三所S、三所T、三所U、若松川B、亀嵩A、若松川A、中湯野川B、中湯野川A、エジ谷川、大熊川B、山以後谷川、亀嵩B、亀嵩C、大熊川C、大熊川A、大熊下川、山地川、亀嵩D、上客廻川B、上客廻川A、イガキ廻B、イガキ廻A、亀嵩E、郡2、添ヶ谷、木崎谷、久比須奥谷川、亀嵩F、大久保田谷川、西大久保田谷川、原谷川A、原谷川B、亀嵩G、亀嵩H、亀嵩I、谷奥川D、谷奥川B、谷奥川A、谷奥川C、亀嵩J、谷奥川下川B、谷奥川下川A、鹿谷日向、亀嵩K、亀嵩L、久比須1、亀嵩M、亀嵩N、亀嵩O、亀嵩P、下高畦川、亀嵩Q、総光寺川、新ノ奥、坂口川、新屋川、梅木原1、西新屋谷川、亀

嵩R、大廻、ヲルシ廻、亀嵩S、高田I、大峠、大道ヶ谷、大田原川、権現山川、大内原鉄山、大内原谷川、下平、下平上、下平中、下平下、郡A、郡B、湯の原5、東郡川下川、東郡川A、簾2、東郡川B、郡C、打道山、焼ヶ迫、反谷尻、簾1、下中谷川、大内原、郡1、郡D、郡E、郡F、郡G、迫畑、郡H、高柴川、東高柴川、東高柴川上川、六郎免、ヤカイ、高田A、石広、高田B、坂ノ谷、大林B、大林A、金川奥谷川B、金川奥谷川A、郡谷川B、郡谷川A、高田C、琴枕川、琴枕川下川、東琴枕川A、東琴枕川B、高田D、高田E、高田F、奥高田川、高田G、高田川、高田H、古土山谷B、古土山谷A、清水谷尻、亀嵩W、清田堀、亀嵩T、亀嵩U、亀嵩V、後田、亀嵩X、西湯野川下川、西湯野川、湯の谷川、辰岩谷川、川子原谷川A、川子原谷川B、川子原A、川子原B、カクレ谷、宮原谷川、町栄寺谷川、堀下谷川、下阿井A、八幡宮谷川A、八幡宮谷川B、ヤダン坂谷川、清水谷川、椀以後下、下阿井B、大内谷A、大内谷B、小阿井左川、下阿井C、見寄川下川、休ミイマ、上阿井A、吉ヶ廻、塚ノ谷、見寄川、中田川、奥湯谷東谷川A、奥湯谷東谷川B、奥湯谷川A、奥湯谷川B、西奥湯谷上川、下阿井D、下阿井E、奥湯谷川上川、寺田、穴ノ谷、中垣内谷川、井戸川A、井戸川B、井戸川C、下無木川A、下無木川B、無木川、防木谷川A、防木谷川B、中垣内谷下川、上阿井B、雲崎奥、いざなみ奥谷川、小谷川A、小谷川B、中小谷川A、中小谷川B、西小谷川、川東谷川、上阿井谷川A、上阿井谷川B、金ヶ谷、梶畑奥、堂ノ奥、内谷A、内谷川下川、内谷B、内谷C、上真地谷川、下鷹ノ谷川、上阿井C、大貫谷川A、大貫谷川B、半谷川A、半谷川B、東半谷川、真地下谷川、真地上谷川、マコロバセ、榎原谷川、米原川、長谷川、向谷、御京谷、福原谷川、奥水越川、岩棚、上阿井D、原、カナ田、上阿井E、上阿井F、ホトケ谷、平、内引川、下口A、下口B、上阿井G、下口川、上阿井H、防木谷川C、小谷川C、鴨倉A、鴨倉B、鴨倉C、鴨倉D、鴨倉E、乙社谷川、乙社川、原田A、原田B、三沢A、三沢B、三沢C、三沢D、三沢E、三沢F、三沢G、堅固A、堅固B、堅田A、堅田B、堅固C、堅固D、堅田C、堅固E、堅固F、堅固G、三沢H、堅田D、堅固H、三沢I、三沢J、下鞍掛川、北常光寺谷上川、北常光寺谷川、僧都谷奥東谷、上河内谷川、南河内谷川、ヤニガ谷、サクラガ谷、下河内谷川、河内A、河内B、藤木谷、河内C、大吉川下川、大吉川上川、大吉、河内D、河内E、谷鉾川、大呂A、山県谷川、大呂B、栃木谷川、下ヘンダヶ廻、大呂C、上アシダニ、家ノ奥谷川A、家ノ奥谷川B、竹崎A、西靱ノ木川、日長廻、靱ノ木川A、靱ノ木川B、大向奥中ノ廻川、大向奥川、城山川、あおり谷川A、あおり谷川B、鳴廻川、滝谷川A、滝谷川B、滝谷川C、滝谷川D、滝谷川E、滝谷川F、滝谷川G、竹崎B、下ホトケ谷、滝谷川H、滝谷川I、滝谷川J、杠川、舟通山A、舟通山B、舟通山C、斐乃上谷川、山根谷川A、山根谷川B、山根谷川C、山根谷川D、山根側A、山根側B、山根側C、宮谷川、竹崎C、追谷A、追谷B、追谷C、追谷D、追谷E、西追谷川、追谷川上川、竹崎D、山郡A、山郡B、山郡C、須郷川、ヤネザコ、竹崎E、竹崎F、木ノ下谷川、枝ヶ廻川A、枝ヶ廻川B、代奥川A、代奥川B、代奥川C、大呂谷川、鳩岡川、山県、一先A、一先B、加食A、加食B、大曲A、大曲B、大曲C、大曲D、大曲E、大曲F、久田谷上川、六日市西川、花溪庵谷川、宮ノ奥谷川、森川、中村A、中村B、中村C、獅子谷東川A、獅子谷東川B、中村D、樋口谷川、蔵屋A、蔵屋B、蔵屋C、蔵屋D、蔵谷川上川、中村E、年廻谷川、角屋谷川、蔵谷川A、蔵谷川B、家ノ奥川、矢谷川、稲原、稲田川A、稲田川B、稲田川C、大谷川東川A、大谷川A、原口、奥ノ堂谷川、風呂屋谷川、西鉾谷川、大曲G、横田、南権現山川、南権現山右川、下加食川、下隠地境、中隠地境、上隠地境、姫子松川、榎谷川上川、榎谷川、鉄穴鉾川A、鉄穴鉾川B、大谷A、大谷B、雨川A、雨川B、東滝谷川A、東滝谷川B、大谷C、大谷D、大谷E、奥林谷川A、奥林谷川B、奥林谷川C、柳谷川、下横田A、下横田B、下横田C、鉾谷川A、出井川、下横田D、八川A、八川B、八川C、本郷A、天神原下谷川、天神原上谷川、本郷B、本郷C、本郷D、向谷川、二ノ宮川上川A、二ノ宮川上川B、八川D、中山道、八川E、八川F、小八川A、小八川B、小八川C、小八川D、八川G、日向谷川、日向右谷川A、日向右谷川B、八川H、八川I、八川J、八川K、八川L、八川M、北大八川谷川A、北大八川谷川B、北大八川谷川C、金原川、八川N、氏ヶ廻谷川、オノ木谷川A、オノ木谷川B、滝の谷下谷川、滝の谷川、八川O、八川P、天谷川、小谷、大八川谷川、下長瀬谷川、八川Q、惣三谷川A、惣三谷川B、西惣三谷川、八川R、八川S、石畑川、西石畑谷川、八川T、吉谷川A、吉谷川B、下吉谷川、金川、八川U、叶谷川、八川V、ソトウ谷、駄床川上川、北宮谷川、大谷川東川B、大谷F、大谷G、杭木A、大谷H、猿川、吉口、吉ヶロ谷川A、吉ヶロ谷川B、杭木B、イトハラオク、向杭木谷川、向杭木谷下川、小

馬木A、上市、ノリヤオク、境ヶ谷、石橋ヶ谷、大馬木A、下ノ谷、東馬木谷川A、東馬木谷川B、東馬木谷川C、造山谷川、女良木A、女良木B、立奥谷川、寺奥川A、萩原谷川A、萩原谷川B、山の神谷川、平ノ原谷川A、平ノ原谷川B、大谷川B、東大谷川A、東大谷川B、大馬木B、大原、叶谷、大原川上川、大原奥谷川、滝ノ奥川、鉦谷川B、大馬木C、渋谷、中ノ谷川、渋谷川上川、渋谷川、ヒイ坂、鉦原川、大馬木D、金屋廻谷川、下峠A、下峠B、下峠C、大馬木E、大馬木F、大畝、イラ谷川、大峠A、大峠B、上真梨谷川、大峠C、大馬木G、矢筈谷川、地藏谷川、大峠D、軍谷東川、上連谷川、上連、湯舟、湯舟谷川A、湯舟谷川B、大馬木H、洗樋谷川、道ノ下奥谷川、バガ谷奥谷川、寺奥川B、寺奥川C、寺奥川D、寺奥川E、栃ノ木谷川、堅田川、大馬木I、上堅田川、砂田川、下境谷、境谷、小馬木B、北矢入川上川、小馬木C、北矢入川下川、矢入川、小馬木D、小馬木E、蛸谷尻川、小馬木F、下垣内谷東川、小馬木G、折渡川、小馬木H、西折渡上川、木屋谷下川、鴻ノ巣、牛ノ首谷、木屋谷川、小馬木I、木屋川、小馬木J、木屋谷上川、木屋谷、下垣内A、下垣内B、家ノ奥、中原、小馬木K、小馬木L、小馬木M、小森川、小森西谷川、坂ノ谷、小馬木N、上水頭A、上水頭B、下水頭、小馬木O、小森東谷川、山崎奥谷川、川東、小馬木P、小馬木Q、板敷A、板敷B、小馬木R、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木V、大谷川C、板敷C、新屋奥川A、新屋奥川B

### 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所及び奥出雲町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号、平成25年島根県告示第503号及び平成29年島根県告示第660号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

### 1 解除に係る市町村の名称

川本町

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

#### (1) 急傾斜地の崩壊

上三島B、上三島A、福常坊、玉繰、川下AA、川下X、川下W、川下Z、川下Y、川下V、川下U、下三島、日向C、正覚寺、日向B、日向A、飛渡、江川荘、因原H、中因原、竹下、因原G、因原F、因原E、因原神社、下因原、上尾原、因原D、因原B、志谷B、志谷A、因原A、志谷C、志谷D、因原C、清太寺A、清太寺B、下尾原A、下尾原B、久料谷、下尾原C、中尾原、木谷B、木屋原神社、木谷A、川下S、川下R、田原E、田原D、田原C、田原B、田原A、絵堂B、絵堂A、川下F、川下E、川下D、川下C、川下A、川下B、築紫原B、築紫原A、川下G、川下H、上郷、川内B、川内E、川内D、中郷A、中郷B、川内C、中郷C、中郷E、川内F、日野、柿ノ木原A、柿ノ木原B、馬野原A、馬野原B、馬野原C、馬野原D、馬野原E、馬野原F、馬野原G、柿ノ木原C、柿ノ木原D、小谷A、柿ノ木原E、柿ノ木原F、小谷B、聞光寺、半部B、半部A、多田A、多田C、多田D、下多田、木路原D、川本T、木路原C、竜安寺、久座仁C、久座仁B、久座仁A、木路原A、川本Q、川本P、上新、高校下、統計事務所裏、川本O、川本N、川本M、八幡前、下新、川本L、法隆寺、和田、上谷F、上谷E、上谷D、上谷C、上谷B、上谷A、会下B、会下A、川本S、畑野、幡D、幡E、幡C、幡B、幡A、川本K、市井原H、市井原G、市井原E、市井原C、市井原B、市井原A、中島、長原集会所、長原B、矢谷H、矢谷G、矢谷F、正源寺、矢谷B、矢谷A、川本A、川本B、芋畑A、芋畑B、芋畑C、都賀行、芋畑D、芋畑E、川本C、川本D、矢谷C、矢谷D、矢谷E、長原A、長原C、長原D、川本E、市井原D、川本G、川本F、市井原F、町営住宅裏、瀬

上、瀬来、中倉B、中倉A、川本J、川本I、川本H、谷戸H、谷戸I、谷戸G、谷戸F、中の原、谷戸E、天理教石東分教会、谷戸D、谷戸C、谷戸B、谷戸A、下条G、下条F、下条E、常称寺、下条C、下条B、前条G、下条A、三俣A、三俣八幡宮、下条D、上三俣C、三俣B、上三俣B、上三俣A、本郷D、湯谷Q、川下I、湯谷P、川下K、川下P、笹畑A、川下Q、川下O、川下N、川下M、川下L、笹畑B、湯谷C、長谷A、長谷B、湯谷O、長谷C、本郷C、本郷B、湯谷N、宮台、三谷神社、湯谷M、前条F、本郷A、前条E、前条D、前条C、前条B、川本U、川本V、中郷D、前条A、北佐木A、後区A、後区B、北佐木B、湯谷D、湯谷A、湯谷F、湯谷G、湯谷H、湯谷L、上組C、上組B、上組A、湯谷K、古屋口C、湯谷J、北佐木C、北佐木D、中区C、中区B、南佐木F、中区A、正蓮寺、古屋口A、古屋口B、北佐木E、南佐木G、南佐木R、南佐木H、南佐木I、南佐木J、三原S、三原T、南佐木K、南佐木L、三原Q、三原R、三原M、三原L、三原K、三原J、三原I、築紫原C、築紫原D、築紫原E、三原A、三原B、三原C、三原D、三原E、三原F、三原G、南部峠、三原N、三原P、南佐木Q、南佐木P、南佐木N、南佐木O、田窪Z、田窪AA、古市、田窪AB、田窪V、田窪U、南佐木M、田窪Y、田窪X、田窪W、田窪T、田窪S、田窪R、田窪Q、田窪P、田窪O、田窪N、田窪M、田窪K、田窪L、田窪C、上石C、田窪A、田窪B、田窪J、田窪H、田窪I、田窪G、田窪F、上石B、田窪E、田窪D、上石A、白地A、南佐木A、南佐木B、南佐木C、白地C、白地B、南佐木D、南佐木E、莊厳寺、三原U

## (2) 土石流

丸山川、中間谷、木谷川B、多田C、川本H、三俣B

## 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

## 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

菅田池西A、長谷池南A、長谷池南B、常福寺西、第2湫北台、菅田池西B、法吉J、大界A、東奥谷B、法吉I、法吉H、法吉G、春日D、春日E、東奥谷A、法吉F、法吉B、法吉変電所南、春日A、百田A、法吉E、法吉C、法吉A、比津が丘、百田B、法吉D、比津A、比津B、比津C、比津D、比津E、春日B、黒田A、比津H、とねり坂、法眼寺A、比津F、比津G、春日C、黒田B、黒田C、黒田D、法吉K、法吉L、法吉M、法吉N、国屋C、国屋下A、二ッ池北、国屋団地A、国屋団地B、国屋A、国屋下B、法眼寺B、国屋B、堂形A、堂形B、堂形C、城西南平台、国屋D、国屋E、国屋F、国屋G、国屋H、城北小学校南B、東奥谷E、奥谷B、東湫北台、うぐいす台、湫北台、東奥谷C、城北小学校南A、城北小学校南C、千手院西、石橋、赤山A、赤山B、さざえ尻、奥谷C、奥谷D、塩見縄手、矢田D、東光台下B、東光台下C、中矢田D、奥堤池西B、馬潟B、富士見ヶ丘A、馬潟A、手間B、手間A、井の奥、中矢田E、東光台下A、中矢田A、中矢田B、中矢田C、奥堤池西A、矢田E、的場池、富士見ヶ丘B、八幡A、八幡B、馬潟C、富士見ヶ丘C、間内B、間内A、配水場東、奥堤池西C、上竹矢A、山代A、中竹矢A、竹矢、矢田F、中竹矢B、矢田G、城前、安楽寺、つつじが丘、東津田A、上谷A、湫東台下、上谷B、上谷C、東津田C、第四中学校、東津田B、西津田A、西津田B、須原堤A、東光台西B、東光台西A、東光台、須原堤B、東津田D、桧山、中の坪、西津田五丁目A、西津田五丁目B、西津田五丁目C、津田E、東津田

E、東津田F、西津田C、東津田G、西津田D、津田B、生協病院裏B、生協病院裏A、東田中、田中A、床几山通り、栄町B、松尾、西津田八丁目、雑賀、元山、栄町A、美月、乃木忌部橋北、馬ノ背B、王子坂、馬ノ背C、馬ノ背A、宇賀B、宇賀C、競馬場A、宇賀A、中の宮、競馬場B、山居下、駅南、西の原、中原B、前田、中原A、馬ノ背D、乃白、田和C、田和B、乃木福富E、岡の空、田中B、浜乃木、田和A、田和E、田和G、田和D、田和F、下ノ原、大角山A、乃木福富C、乃木福富D、乃木福富F、乃木福富G、乃木福富H、乃木福富I、乃木福富A、乃木福富B、大角山B、田中C、乃木福富J、古志原2丁目、喰ヶ谷、切剥山、向山A、向山B、湫南台団地、上口、八雲台、一の谷、神田、深田A、平成A、平成B、大庭、中曾根、江戸山、中ノ島A、中ノ島B、空ノ原、来見C、来見B、原A、大庭来見A、来見D、山代B、伊弊田、真名井の滝西、原D、原C、原B、橋端、林原、金起A、柳谷、大成、深田B、南口、西口、井戸路A、井戸路B、金起B、時石、有B、黒田畦E、黒田畦C、黒田畦B、中ノ島C、黒田畦A、高岡、大草A、有A、坪ノ内下、坪ノ内、大草B、下意東A、下意東B、下意東C、羽入A、羽入B、羽入C、羽入D、羽入E、高丸A、高丸B、高丸C、野呂A、高丸D、高丸E、高丸F、高丸G、下意東D、野呂B、羽入F、羽入G、羽入H、中意東B、中意東C、中意東A、あさひ台、下意東E、高庭A、高庭B、高庭C、高庭D、岩崎神社東A、岩崎神社東B、本谷下組A、山根、畑A、畑B、出雲金刀比羅宮東A、出雲金刀比羅宮東B、出雲金刀比羅宮東C、本谷奥組A、本谷奥組B、古屋敷A、古屋敷B、本谷奥組C、一穂神社北A、一穂神社北B、本谷中組A、山口谷、本谷中組B、乗光寺西A、乗光寺西B、乗光寺北A、本谷中組C、本谷中組D、乗光寺北B、本谷下組B、岩鼻橋南、岩鼻A、岩鼻B、岩崎神社東C、畑C、崎田2区B、崎田2区C、崎田、崎田2区D、椎ノ木A、椎ノ木B、椎ノ木C、南中津A、南中津B、五反田A、五反田B、附谷A、附谷B、附谷C、五反田C、五反田D、畑ヶ田A、上分A、畑ヶ田B、上分B、上分C、上分D、上分E、上分F、上分G、上分H、四廻A、四廻B、四廻C、四廻D、上新町A、上新2区A、上新町B、椎ノ木D、椎ノ木E、揖屋町A、揖屋町B、中津、南中津C、市原B、上分I、上新2区B、上新2区C、上新町C、上新町D、上新町E、崎田2区A、市原A、東出雲中学校、揖屋町C、向川原A、向川原B、春日A、古城A、古城B、大木B、大木C、大木D、古城C、古城D、須田神社北A、須田神社北B、栗坪、須田神社南、須田A、須田B、須田C、須田D、須田E、内馬A、内馬B、内馬C、内馬D、春日E、春日F、内馬E、内馬F、内馬G、内馬H、内馬I、宝満山、春日B、春日C、春日台A、春日台B、春日台C、春日台D、春日台E、春日台F、春日D、大木E、出雲郷A、出雲郷B、意宇南6丁目A、意宇南6丁目B

## (2) 土石流

西法吉A、うぐいす台A、春日A、白鹿谷、細田谷、法吉C、法吉B、竹矢A、矢田A、矢田B、乃白A、中ノ谷、大隅川、姥ヶ谷、大草C、佐草C、大草A、大草B、大庭B、大庭D、佐草町A、下意東J、下意東E、下意東A、下意東F、下意東I、下意東G、下意東D、下意東B、羽入川A、下意東C、下意東H、羽入川B、古家敷谷、上意東C、本谷中組西谷A、本谷中組東谷A、本谷中組北谷、上意東F、熊谷、上意東I、上意東J、竹崎谷南川、竹崎谷川、竹崎谷北川、上意東L、高庭谷、上意東K、畑川B、畑川A、上意東B、山淵谷川A、本谷奥組谷、上意東A、上意東D、上意東E、上意東G、上意東H、本谷中組西谷B、本谷中組東谷B、畑川C、揖屋町T、揖屋町P、揖屋町Q、揖屋町R、揖屋町S、揖屋町D、揖屋町G、揖屋町H、揖屋町E、揖屋町F、揖屋町K、揖屋町M、揖屋町N、揖屋町W、二重堤、揖屋町O、揖屋町J、揖屋町I、揖屋町A、揖屋町B、市原谷A、市原谷B、揖屋町X、揖屋町V、揖屋町C、揖屋町L、春日南谷、春日北谷、春日G、春日H、春日I、春日M、今宮谷、春日L、春日J、川原谷、大藪川、内馬A、井戸谷川、春日A、春日B、春日D、馬場廻谷、春日E、三沢奥、炭焼谷、炭焼東谷、須田西川、須田B、出雲郷A、須田D、須田C、須田川、須田A、出雲郷B、春日K、春日C、春日N

## 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

奥出雲町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

佐白A、八頭、八代A、八代B、八代C、八代D、八代E、八代F、佐白B、八代G、八代H、八代I、八代J、八代K、真谷、八代L、八代M、佐白C、八代N、八代東部、八代O、佐白、八代P、八代Q、佐白D、佐白E、玉雲寺西2、上三所A、八代R、八代S、佐白F、八代、八代八代、上三所B、土屋1、上三所C、八代T、八代U、佐白H、上三所D、上三所E、馬馳A、八代V、八代W、佐白I、上三所F、上三所G、馬馳B、馬馳上、馬馳C、八代X、佐白J、佐白K、上布施、佐白L、上三所H、馬馳D、馬馳1、馬馳2、佐白M、佐白N、上三所I、上三所J、井出口、上三所K、上三所L、上三所M、上三所N、馬馳E、馬馳F、馬馳G、佐白O、上三所O、上三所P、馬馳H、馬馳I、馬馳J、馬馳L、馬馳M、馬馳N、馬馳O、馬馳P、馬馳Q、馬馳R、佐々木、三所A、三所B、下三所2、三所C、下三所3、三所D、下三所5、三所E、三所F、三所G、三所H、三所I、三所J、石原1、三所K、三所L、矢谷1、三成A、三成B、三所M、三所N、三所O、三所P、三所Q、石原2、三成C、三所R、三成D、矢谷2A、矢谷2B、三成E、三所T、三所U、三所V、里田4、矢谷4、三成F、里田2、黒田1、三成G、三成H、三成I、三成J、三所W、三所X、三所Y、三所Z、三成K、三所AA、黒田2、三成L、湯の原2、朝日町、棚田II、三成M、湯の原1、石原、三成松下、三成N、三所AB、三所AC、三成O、上三成下、愛宕下、滝の上2A、湯の原下、土木、滝の上1、湯の原上、湯の原中、上三成、三成P、滝の上2B、三成Q、三成R、三成S、三成T、三成U、三成V、美女原橋東、三成W、三成X、三成Y、三成Z、三成AA、美女原2、芋ヶ畑橋南1、三成AB、美女原3、芋ヶ畑橋南2、三成AC、久月橋北、三成AD、三成AE、高尾A、高尾B、高尾C、高尾D、尾白橋北、尾白橋西、高尾E、高尾F、高尾G、高尾H、高尾I、高尾J、高尾K、高尾L、高尾M、大源橋東2、築田、高尾O、築田橋東、高尾橋東2、高尾P、下高尾5、高尾小学校、高尾Q、高尾R、高尾S、高尾T、高尾U、高尾V、高尾W、高尾X、高尾Y、高尾Z、上高尾1、高尾AA、高尾AB、上高尾2、下高尾6、高尾AC、亀嵩A、亀嵩B、亀嵩C、亀嵩D、亀嵩E、高田A、亀嵩F、亀嵩G、弁才天橋東、亀嵩H、亀嵩I、高田B、亀嵩J、亀嵩K、高田C、亀嵩L、亀嵩M、高田D、高田E、亀嵩N、亀嵩O、高田F、高田G、亀嵩P、亀嵩Q、亀嵩R、亀嵩S、亀嵩T、亀嵩V、亀嵩W、亀嵩X、亀嵩Y、高田H、高田I、高田J、亀嵩Z、亀嵩AA、亀嵩AB、高田K、高田L、高田、高田N、郡A、亀嵩AC、高田O、郡B、亀嵩AD、亀嵩AE、西湯野、高田P、郡C、郡中、谷奥、亀嵩AG、亀嵩AH、高田Q、郡奥橋南、高田R、郡三成橋北、亀嵩AI、亀嵩、亀嵩AJ、亀嵩AK、郡林、郡三成橋西、亀嵩AL、亀嵩AM、高柴1、高柴2、亀嵩AN、亀嵩AP、簾1、郡E、郡F、郡G、亀嵩AQ、梅木原4、郡H、郡I、郡J、亀嵩AR、亀嵩AS、簾3、亀嵩AT、亀嵩AU、梅木原3、簾4、亀嵩AV、梅木原1、大内原1、鹿谷鈿橋北、亀嵩AW、大内原2、大内原、大内原橋北、大内原上、下阿井A、下阿井B、川子原A、下阿井C、下阿井D、下阿井E、下阿井F、下阿井G、川子原B、下阿井H、鑄物屋、いものや、八幡下、山根、下阿井I、下阿井J、下阿井K、下阿井L、下阿井大橋北、下阿井M、下阿井N、下阿井O、下阿井P、下阿井Q、下阿井R、下阿井S、下阿井T、下阿井U、奥湯谷橋北、見寄、下阿井V、下阿井W、下阿井X、下阿井Y、下阿井Z、下阿井AA、下阿井AB、下阿井AC、下阿井AD、下阿井AE、下阿井AG、下阿井AH、下阿井AI、下阿井AJ、下阿井AK、下阿井AL、下阿井AM、下阿井AN、下阿井AO、奥湯谷上A、奥湯谷上B、奥湯谷上C、下阿井AP、下阿井AQ、下阿井AR、下阿井AS、下阿井AT、下阿井AU、下阿井AV、下阿井AW、下阿井AX、上阿井B、上阿井D、上阿井E、川東下、上阿井F、上阿井G、阿井小学校、森長、上阿井H、河東、上阿井I、上阿井J、上阿井K、上阿井L、上阿井M、上阿井N、上阿井O、上阿井P、上阿井

Q、川西A、川西B、下坂根A、下坂根B、上阿井R、上阿井S、上阿井T、坂根A、坂根B、町空、上阿井U、上阿井V、米原A、上阿井W、米原B、いざなみ橋東、米原C、米原D、上阿井X、上阿井Y、上阿井Z、上阿井AA、新屋前橋南、真地橋東、真地橋北、真地橋西、可部屋大橋東、桜井上、可部屋集成館南、上阿井AB、内谷A、内谷B、上真地橋南、真地下、新呑谷橋北、木地谷橋西、真地上B、真地上C、真地上D、福原上B、福原上A、上阿井AC、上阿井AD、上阿井AE、上阿井AF、上阿井AG、上阿井AI、福原下A、上阿井AJ、福原橋北、上阿井AK、上阿井AL、上阿井AM、上阿井AN、上阿井AO、福原下B、上阿井AP、下阿井AF、下阿井AY、下阿井AZ、下阿井BA、下阿井BB、上阿井AQ、鴨倉A、上鴨倉A、上鴨倉B、鴨倉B、鴨倉C、鴨倉D、上鴨倉C、鴨倉E、上鴨倉D、上鴨倉E、上鴨倉F、鴨倉F、建御名方神社東、要害山西、鴨倉H、下鴨倉A、下鴨倉B、鴨倉大橋北A、鴨倉大橋東、鴨倉大橋南A、鴨倉大橋南B、阿井川ダム西、三沢A、三沢B、原田、下鞍掛A、三沢C、原田A、三沢D、三沢E、三沢F、三沢H、三沢I、三沢J、三沢K、三沢L、原田B、三沢M、三沢O、三沢P、三沢Q、三沢R、三沢S、三沢T、三沢U、三沢V、堅田B、三沢W、三沢X、工業団地B、工業団地A、堅田A、上鞍掛B、花見屋橋南、花見屋橋西、上鞍掛A、上鞍掛橋東、三沢Z、三沢AA、布広橋南B、三沢AB、布広橋南A、三沢AC、下鞍掛B、三沢AD、三沢AE、下鞍掛C、下鞍掛D、四日市A、四日市B、河内A、四日市C、河内B、河内D、河内E、河内F、阿井川ダム東、河内G、常高寺南、常高寺南B、河内橋北、河内H、河内I、河内J、河内K、奥田橋西、河内L、河内M、河内N、河内O、河内P、河内Q、河内R、才の峠東、大吉、河内S、河内T、鴨倉I、河内U、竹崎A、竹崎B、竹崎C、竹崎D、竹崎E、柱橋南、竹崎F、竹崎G、竹崎H、竹崎J、竹崎K、ビリ谷橋北、竹崎L、竹崎M、竹崎N、竹崎P、竹崎Q、竹崎R、竹崎S、竹崎T、追谷、日向側、竹崎V、中靱、竹崎W、大呂A、竹崎X、水木橋北、竹崎Y、竹崎Z、山郡、中丁A、小国、竹崎AA、竹崎AB、川原橋、竹崎AC、山神社、竹崎AD、大呂B、大呂C、福頼、大呂E、大呂F、大呂G、大呂H、大呂I、大呂J、大呂K、大呂神社、大呂L、中丁B、中丁下、山の奥橋南、大呂N、代山、大呂O、大呂P、大呂Q、大呂R、大呂S、大呂T、大呂U、大呂V、大呂W、大呂X、谷鉦橋南、大呂Y、五反田A、中村B、中村C、中村D、中村F、中村G、中村H、中村I、五反田B、中村J、樋口A、中村L、中村M、樋口B、樋口C、蔵屋A、蔵屋下、蔵屋上、中村N、蔵屋B、蔵屋C、中村P、中村Q、中村S、中村T、稲原A、稲原B、稲原C、稲原D、稲原F、稲原H、稲原J、稲原L、稲原M、稲原N、稲原O、稲原P、稲原Q、稲原R、粕谷池南、稲原T、川西橋東A、稲原U、稲原V、稲原W、下横田A、横田A、稲原X、稲原Y、稲原Z、下横田B、下横田C、下横田D、下横田E、中村X、中村Y、角A、角B、横田B、六日市A、六日市B、六日市C、大曲A、大曲B、横田D、横田E、大曲C、大曲D、横田F、横田G、横田H、横田I、横田J、横田K、加食橋北、横田L、横田M、横田N、吉野谷橋南、蔵屋E、原口、大谷A、雨川A、雨川下、雨川B、大歳神社東、大谷B、小麦谷橋西、大谷C、大谷D、大谷E、大谷F、大谷G、大谷H、大谷I、下横田F、下横田G、下横田H、下横田I、下横田J、下横田K、下横田L、下横田M、下横田N、川西橋東B、下横田O、愛宕神社北A、愛宕神社北B、下横田P、下横田Q、八川本郷A、八川小学校南、井多橋北、井多橋東、八川駅北、八川A、八川本郷B、八川B、八川C、八川D、本郷A、八川E、八川F、八川G、八川本郷C、八川H、金川A、八川I、八川J、金川B、金川C、金川D、八川K、八川L、八川M、中八川A、仲仙道、八川N、中八川B、八川O、小八川橋東、八川P、小八川A、多聞寺橋、八川Q、八川R、小八川B、八川S、八川T、山神橋西、八川U、山神橋南、八川V、八川W、大八川北、大八川東、中八川C、八川X、八川Y、八川Z、三森原A、三森原B、八川AA、田畑橋西、八川AB、三森原C、八川AC、八川AD、八川AE、八川AF、八川AG、八川AH、坂根、八川AI、八川AJ、八川AK、八川AL、八川AM、八川AN、八川AO、八川AP、八川AQ、八川AR、八川AS、大谷J、大谷K、大谷L、大谷M、大谷N、大谷O、大谷P、大谷Q、大谷R、大谷S、大谷T、大谷U、大谷V、大谷W、本郷東、大谷X、杭木、大谷Y、大谷Z、大谷AA、大谷AB、大谷AC、大谷AD、大谷AE、吉ヶ口、大谷AF、大谷AH、古市、土橋A、小馬木本郷A、小馬木A、小馬木B、大谷AG、小馬木C、皿ヶ瀬橋西、小馬木D、小馬木E、大馬木A、大馬木B、大馬木C、大馬木D、反保A、小馬木F、小馬木G、小馬木H、小馬木I、大馬木E、反保B、女良木、大馬木F、大馬木G、大馬木H、大馬木I、大馬木J、大馬木K、大馬木L、大馬木M、大馬木N、大馬木O、大馬木P、大馬木Q、大馬木R、大馬木

S、大馬木T、大馬木U、大森、大馬木V、大馬木W、大馬木X、大馬木堅田A、大馬木堅田B、堅田C、大馬木Y、大馬木Z、大馬木AA、大馬木第一本郷、亀ヶ市橋北、大馬木AB、大馬木AC、湯舟橋南、大馬木AD、亀ヶ市、大馬木AE、大馬木AF、大馬木AG、小峠、大馬木AH、大馬木AI、大馬木AJ、大馬木AK、大馬木AL、大馬木AM、上連、大馬木AN、大馬木AO、大馬木AP、大馬木AR、大峠、大馬木AS、木屋谷A、木屋谷B、みずほ橋西、木屋谷橋北A、木屋谷C、木屋谷D、小馬木J、小馬木L、折渡、小馬木M、小馬木N、小馬木Q、小馬木R、本谷折渡、下垣内橋南、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木W、小馬木X、小馬木Y、小馬木Z、小馬木AA、砂子屋橋西、矢入、小馬木AB、小馬木AC、矢入中原A、小馬木AD、野伏、中原、小馬木AE、矢入中原B、小馬木AF、小馬木AG、小馬木AH、小馬木AI、奥田屋橋西、小森A、小森B、小森C、小馬木AJ、小森D、矢入中原北、小馬木AK、小馬木AL、小馬木AM、小馬木本郷B、小馬木AN、小馬木AO、小馬木AP、小馬木本郷C、小馬木AQ、小馬木AR、小馬木AS、板敷橋西、越峠橋東、越峠橋北、板敷神社西、小馬木AT、小馬木AU、板敷A、板敷B、板敷C、板敷D、木屋谷橋北B

(2) 土石流

清水廻中川B、清水廻川、清水廻中川A、平高山、中村1、中村2、湯の原4、八代川、柿木廻A、柿木廻B、八勝蒔川、八代A、寺谷川、八代B、八代C、馬馳上川B、馬馳上川A、土屋川、南川、上三所川、上三所川上川A、火事ヶサコ、上三所川上川B、城山北川、上三所A、出井の口沢川、佐白A、宮の奥谷、佐白B、小山越谷、佐白C、厩谷、寺谷、八頭1、西八頭川、茶屋場谷、八頭2、真谷川B、真谷川A、東真谷川、佐白川B、佐白川A、八代D、八代E、神の村川、三所A、下三所谷川、里田川、三所B、西石原川、石原川、三所C、三所D、三所E、三所F、三所G、三所H、三所I、下大内原谷川、三成G、三所J、三所K、三所L、三所M、三所N、三所O、下角木川、湯の原上川、梅木原2、湯の原3、湯の原1、美女原4A、美女原4B、三成H、三成I、三成J、金屋子谷、大水口、家ノ奥谷、上原屋川、西上原屋川、高尾B、高尾C、高尾D、高尾E、安代原、伝次釜、安女原川、高尾F、高尾G、下田廻B、下田廻A、高尾川A、高尾川B、松山以後、神ノ木谷、苗代水、ヨロヒ谷、高尾H、高尾I、高尾J、高尾K、高尾L、高尾M、高尾N、高尾O、高尾P、高尾Q、高尾R、高尾S、野間峠南、高尾T、野間川A、野間川B、野間川C、野間川D、高尾U、高尾V、高尾W、高尾X、高尾Y、高尾Z、尾白2、尾白1、道下、高尾AA、高尾AB、高尾AC、明神谷、坂口、穴観奥、アチカ谷、高尾AD、藤兵衛釜、東久月川、荒神ノ奥、谷尻、塩貝川、高尾A、南宇根山、東宇根谷川、三成M、三成L、東宇根山、三成K、東宇根山上、東宇根山中、東宇根山下A、東宇根山下B、東宇根山元、三成N、三成O、三成P、美女原川、三成Q、ミサキ、三成R、三成S、槇谷川、清水川、上湯の廻谷川、三成E、美女原5、三成F、県発谷川、湯の原谷東川、湯の原谷川、三所P、三所Q、三成D、谷口川、滝坂川(愛宕川)A、滝坂川(愛宕川)B、三成1、三成2、漆谷川、三成T、暮地1、矢谷川、三成A、三成B、奥山手川、三所R、三成C、三所S、三所T、三所U、若松川B、亀嵩A、若松川A、中湯野川B、中湯野川A、エジ谷川、大熊川B、山以後谷川、亀嵩B、亀嵩C、大熊川C、大熊川A、大熊下川、山地川、亀嵩D、上客廻川B、上客廻川A、イガキ廻B、イガキ廻A、亀嵩E、郡2、添ヶ谷、木崎谷、久比須奥谷川、亀嵩F、大久保田谷川、西大久保田谷川、原谷川A、原谷川B、亀嵩G、亀嵩H、亀嵩I、谷奥川D、谷奥川B、谷奥川A、谷奥川C、亀嵩J、谷奥川下川B、谷奥川下川A、鹿谷日向、亀嵩K、亀嵩L、久比須1、亀嵩M、亀嵩N、亀嵩O、亀嵩P、下高畦川、亀嵩Q、総光寺川、新ノ奥、坂口川、新屋川、梅木原1、西新屋谷川、亀嵩R、大廻、ヲルシ廻、亀嵩S、高田I、大峠、大道ヶ谷、大田原川、権現山川、大内原鉄山、大内原谷川、下平、下平上、下平中、下平下、郡A、郡B、湯の原5、東郡川下川、東郡川A、簾2、東郡川B、郡C、打道山、焼ヶ迫、反谷尻、簾1、下中谷川、大内原、郡1、郡D、郡E、郡F、郡G、迫畑、郡H、高柴川、東高柴川、東高柴川上川、六郎免、ヤカイ、高田A、石広、高田B、坂ノ谷、大林B、大林A、金川奥谷川B、金川奥谷川A、郡谷川B、郡谷川A、高田C、琴枕川、琴枕川下川、東琴枕川A、東琴枕川B、高田D、高田E、高田F、奥高田川、高田G、高田川、高田H、古土山谷B、古土山谷A、清水谷尻、亀嵩W、清田堀、亀嵩T、亀嵩U、亀嵩V、後田、亀嵩X、西湯野川下川、西湯野川、湯の谷川、辰岩谷川、山以後谷川A、山以後谷川B、山以後谷川C、山以後谷川D、大熊川D、山地川A、山地川B、上客廻川C、イガキ廻C、イガキ廻D、イガキ廻E、原谷川C、谷奥川E、亀嵩

Y、谷奥川下川C、久比須A、久比須B、総光寺川A、坂口川A、梅木原A、梅木原B、大廻A、フルシ廻A、反谷尻A、簾A、郡I、坂ノ谷A、金川奥谷川C、郡谷川C、郡谷川D、郡谷川E、琴枕川A、高田川A、高田川B、西湯野川下川A、湯の谷川A、湯の谷川B、川子原谷川A、川子原谷川B、川子原A、川子原B、カクレ谷、宮原谷川、町栄寺谷川、堀下谷川、下阿井A、八幡宮谷川A、八幡宮谷川B、ヤダン坂谷川、清水谷川、椀以後下、下阿井B、大内谷A、大内谷B、小阿井左川、下阿井C、見寄川下川、休ミイマ、上阿井A、吉ヶ廻、塚ノ谷、見寄川、中田川、奥湯谷東谷川A、奥湯谷東谷川B、奥湯谷川A、奥湯谷川B、西奥湯谷上川、下阿井D、下阿井E、奥湯谷川上川、寺田、穴ノ谷、中垣内谷川、井戸川A、井戸川B、井戸川C、下無木川A、下無木川B、無木川、防木谷川A、防木谷川B、中垣内谷下川、上阿井B、雲崎奥、いざなみ奥谷川、小谷川A、小谷川B、中小谷川A、中小谷川B、西小谷川、川東谷川、上阿井谷川A、上阿井谷川B、金ヶ谷、梶畑奥、堂ノ奥、内谷A、内谷川下川、内谷B、内谷C、上真地谷川、下鷹ノ谷川、上阿井C、大貫谷川A、大貫谷川B、半谷川A、半谷川B、東半谷川、真地下谷川、真地上谷川、マコロバセ、榎原谷川、米原川、長谷川、向谷、御京谷、福原谷川、奥水越川、岩棚、上阿井D、原、カナ田、上阿井E、上阿井F、ホトケ谷、平、内引川、下口A、下口B、上阿井G、下口川、上阿井H、防木谷川C、小谷川C、ホトケ谷支川、鴨倉A、鴨倉B、鴨倉C、鴨倉D、鴨倉E、乙社谷川、乙社川、原田A、原田B、三沢A、三沢B、三沢C、三沢D、三沢E、三沢F、三沢G、堅固A、堅固B、堅田A、堅田B、堅固C、堅固D、堅田C、堅固E、堅固F、堅固G、三沢H、堅田D、堅固H、三沢I、三沢J、下鞍掛川、北常光寺谷上川、北常光寺谷川、僧都谷奥東谷、上河内谷川、南河内谷川、ヤニガ谷、サクラガ谷、下河内谷川、河内A、河内B、藤木谷、河内C、大吉川下川、大吉川上川、大吉、河内D、河内E、谷鈿川、大呂A、山県谷川、大呂B、栃木谷川、下ヘンダヶ廻、大呂C、上アシダニ、家ノ奥谷川A、家ノ奥谷川B、竹崎A、西靱ノ木川、日長廻、靱ノ木川A、靱ノ木川B、大向奥中ノ廻川、大向奥川、城山川、あおり谷川A、あおり谷川B、鳴廻川、滝谷川A、滝谷川B、滝谷川C、滝谷川D、滝谷川E、滝谷川F、滝谷川G、竹崎B、下ホトケ谷、滝谷川H、滝谷川I、滝谷川J、杠川、舟通山A、舟通山B、舟通山C、斐乃上谷川、山根谷川A、山根谷川B、山根谷川C、山根谷川D、山根側A、山根側B、山根側C、宮谷川、竹崎C、追谷A、追谷B、追谷C、追谷D、追谷E、西追谷川、追谷川上川、竹崎D、山郡A、山郡B、山郡C、須郷川、ヤネザコ、竹崎E、竹崎F、木ノ下谷川、枝ヶ廻川A、枝ヶ廻川B、代奥川A、代奥川B、代奥川C、大呂谷川、鳩岡川、山県、一先A、一先B、西追谷川A、宮谷川A、加食A、加食B、大曲A、大曲B、大曲C、大曲D、大曲E、大曲F、久田谷上川、六日市西川、花溪庵谷川、宮ノ奥谷川、森川、中村A、中村B、中村C、獅子谷東川A、獅子谷東川B、中村D、樋口谷川、蔵屋A、蔵屋B、蔵屋C、蔵屋D、蔵谷川上川、中村E、年廻谷川、角屋谷川、蔵谷川A、蔵谷川B、家ノ奥川、中村矢谷川、稲原、稲田川A、稲田川B、稲田川C、大谷川東川A、大谷川A、原口、奥ノ堂谷川、風呂屋谷川、西鈿谷川、大曲G、横田、南権現山川、南権現山右川、下加食川、下隠地境、中隠地境、上隠地境、姫子松川、榎谷川上川、大谷榎谷川、鉄穴鈿川A、鉄穴鈿川B、大谷A、大谷B、雨川A、雨川B、東滝谷川A、東滝谷川B、大谷C、大谷D、大谷E、奥林谷川A、奥林谷川C、柳谷川、下横田A、下横田B、下横田C、鈿谷川A、出井川、下横田D、八川A、八川B、八川C、本郷A、天神原下谷川、天神原上谷川、本郷B、本郷C、本郷D、向谷川、二ノ宮川上川A、二ノ宮川上川B、八川D、中山道、八川E、八川F、小八川A、小八川B、小八川C、小八川D、八川G、日向谷川、日向右谷川A、日向右谷川B、八川H、八川I、八川J、八川K、八川L、八川M、北大八川谷川A、北大八川谷川B、北大八川谷川C、金原川、八川N、氏ヶ廻谷川、オノ木谷川A、オノ木谷川B、滝の谷下谷川、滝の谷川、八川O、八川P、天谷川、小谷、大八川谷川、下長瀬谷川、八川Q、惣三谷川B、西惣三谷川、八川R、八川S、石畑川、西石畑谷川、八川T、吉谷川A、吉谷川B、下吉谷川、金川、八川U、叶谷川、八川V、ソトウ谷、駄床川上川、北宮谷川、大谷川東川B、大谷F、大谷G、杭木A、大谷H、猿川、吉口、吉ヶロ谷川A、吉ヶロ谷川B、杭木B、イトハラオク、向杭木谷川、向杭木谷下川、小馬木A、上市、ノリヤオク、境ヶ谷、石橋ヶ谷、大馬木A、下ノ谷、東馬木谷川A、東馬木谷川B、東馬木谷川C、造山谷川、女良木A、女良木B、立奥谷川、寺奥川A、萩原谷川A、萩原谷川B、山の神谷川、平ノ原谷川A、平ノ原谷川B、大谷川B、東大谷川A、東大谷川B、大馬木B、大原、叶谷、大原川上川、大原奥谷川、滝ノ奥川、鈿谷川B、大馬木C、渋谷、中ノ谷川、渋谷川上川、渋谷川、ヒイ坂、鈿原川、大馬木D、金屋廻谷川、下峠

A、下峠B、下峠C、大馬木E、大馬木F、大畝、イラ谷川、大峠A、大峠B、上真梨谷川、大峠C、大馬木G、矢筈谷川、地藏谷川、大峠D、軍谷東川、上連谷川、上連、湯舟、湯舟谷川A、湯舟谷川B、大馬木H、洗樋谷川、道ノ下奥谷川、バガ谷奥谷川、寺奥川B、寺奥川C、寺奥川D、寺奥川E、栃ノ木谷川、堅田川、大馬木I、上堅田川、砂田川、下境谷、境谷、小馬木B、北矢入川上川、小馬木C、北矢入川下川、矢入川、小馬木D、小馬木E、蜻谷尻川、小馬木F、下垣内谷東川、小馬木G、折渡川、小馬木H、西折渡上川、木屋谷下川、鴻ノ巣、牛ノ首谷、木屋谷川、小馬木I、木屋川、小馬木J、木屋谷上川、木屋谷、下垣内A、下垣内B、家ノ奥、中原、小馬木K、小馬木L、小馬木M、小森川、小森西谷川、小馬木坂ノ谷、小馬木N、上水頭A、上水頭B、下水頭、小馬木O、小森東谷川、山崎奥谷川、川東、小馬木P、小馬木Q、板敷A、板敷B、小馬木R、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木V、大谷川C、板敷C、新屋奥川A、新屋奥川B

### 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所及び奥出雲町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

### 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

川本町

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

#### (1) 急傾斜地の崩壊

上三島B、上三島A、福常坊、玉繰、川下AA、川下X、川下W、川下Z、川下Y、川下V、川下U、下三島、日向C、正覚寺、日向B、日向A、飛渡、江川荘、因原H、中因原、竹下、因原G、因原F、因原E、因原神社、下因原、上尾原、因原D、因原B、志谷B、志谷A、因原A、志谷C、志谷D、因原C、清太寺A、清太寺B、下尾原A、下尾原B、久料谷、下尾原C、中尾原、木谷B、木屋原神社、木谷A、川下S、川下R、田原E、田原D、田原C、田原B、田原A、絵堂B、絵堂A、川下F、川下E、川下D、川下C、川下A、川下B、築紫原B、築紫原A、川下G、川下H、上郷、川内B、川内E、川内D、中郷A、中郷B、川内C、中郷C、中郷E、川内F、日野、柿ノ木原A、柿ノ木原B、馬野原A、馬野原B、馬野原C、馬野原D、馬野原E、馬野原F、馬野原G、柿ノ木原C、柿ノ木原D、小谷A、柿ノ木原E、柿ノ木原F、小谷B、聞光寺、半部B、半部A、多田A、多田C、多田D、下多田、木路原D、川本T、木路原C、竜安寺、久座仁C、久座仁B、久座仁A、木路原A、川本Q、川本P、上新、高校下、統計事務所裏、川本O、川本N、川本M、八幡前、下新、川本L、法隆寺、和田、上谷F、上谷E、上谷D、上谷C、上谷B、上谷A、会下B、会下A、川本S、畑野、幡D、幡E、幡C、幡B、幡A、川本K、市井原H、市井原G、市井原E、市井原C、市井原B、市井原A、中島、長原集会所、長原B、矢谷H、矢谷G、矢谷F、正源寺、矢谷B、矢谷A、川本A、川本B、芋畑A、芋畑B、芋畑C、都賀行、芋畑D、芋畑E、川本C、川本D、矢谷C、矢谷D、矢谷E、長原A、長原C、長原D、川本E、市井原D、川本G、川本F、市井原F、町営住宅裏、瀬上、瀬来、中倉B、中倉A、川本J、川本I、川本H、谷戸H、谷戸I、谷戸G、谷戸F、中の原、谷戸E、天理教石東分教会、谷戸D、谷戸C、谷戸B、谷戸A、下条G、下条F、下条E、常称寺、下条C、下条B、前条G、下条A、三俣A、三俣八幡宮、下条D、上三俣C、三俣B、上三俣B、上三俣A、本郷D、湯谷Q、川下I、湯谷P、川下K、川下P、笹畑A、川下Q、川下O、川下N、川下M、川下L、笹畑B、湯谷C、長谷A、長谷B、湯谷O、長谷C、本郷C、本郷B、湯谷N、宮台、三谷神社、湯谷M、前条F、本郷A、前条E、前条D、前条C、前条B、川

本U、川本V、中郷D、前条A、北佐木A、後区A、後区B、北佐木B、湯谷D、湯谷A、湯谷F、湯谷G、湯谷H、湯谷L、上組C、上組B、上組A、湯谷K、古屋口C、湯谷J、北佐木C、北佐木D、中区C、中区B、南佐木F、中区A、正蓮寺、古屋口A、古屋口B、北佐木E、南佐木G、南佐木R、南佐木H、南佐木I、南佐木J、三原S、三原T、南佐木K、南佐木L、三原Q、三原R、三原M、三原L、三原K、三原J、三原I、築紫原C、築紫原D、築紫原E、三原A、三原B、三原C、三原D、三原E、三原F、三原G、南部峠、三原N、三原P、南佐木Q、南佐木P、南佐木N、南佐木O、田窪Z、田窪AA、古市、田窪AB、田窪V、田窪U、南佐木M、田窪Y、田窪X、田窪W、田窪T、田窪S、田窪R、田窪Q、田窪P、田窪O、田窪N、田窪M、田窪K、田窪L、田窪C、上石C、田窪A、田窪B、田窪J、田窪H、田窪I、田窪G、田窪F、上石B、田窪E、田窪D、上石A、白地A、南佐木A、南佐木B、南佐木C、白地C、白地B、南佐木D、南佐木E、莊厳寺、三原U

## (2) 土石流

丸山川、中間谷、木谷川B、多田C、川本H、三俣B

## 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

## 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

菅田池西A、長谷池南A、長谷池南B、常福寺西、第2湫北台、菅田池西B、法吉J、大界A、東奥谷B、法吉I、法吉H、法吉G、春日D、春日E、東奥谷A、法吉F、法吉B、法吉変電所南、春日A、百田A、法吉E、法吉C、法吉A、比津が丘、百田B、法吉D、比津A、比津B、比津C、比津D、比津E、春日B、黒田A、比津H、とねり坂、法眼寺A、比津F、比津G、春日C、黒田B、黒田C、黒田D、法吉K、法吉L、法吉M、法吉N、国屋C、国屋下A、二ッ池北、国屋団地A、国屋団地B、国屋A、国屋下B、法眼寺B、国屋B、堂形A、堂形B、堂形C、城西南平台、国屋D、国屋E、国屋F、国屋H、城北小学校南B、東奥谷E、奥谷B、東湫北台、うぐいす台、湫北台、東奥谷C、城北小学校南A、城北小学校南C、千手院西、石橋、赤山A、赤山B、さざえ尻、奥谷C、奥谷D、塩見縄手、矢田D、東光台下B、東光台下C、中矢田D、奥堤池西B、馬潟B、富士見ヶ丘A、馬潟A、手間B、手間A、井の奥、中矢田E、東光台下A、中矢田A、中矢田B、中矢田C、奥堤池西A、矢田E、的場池、富士見ヶ丘B、八幡A、八幡B、馬潟C、富士見ヶ丘C、間内B、間内A、配水場東、奥堤池西C、上竹矢A、山代A、中竹矢A、竹矢、矢田F、中竹矢B、矢田G、城前、安楽寺、つつじが丘、東津田A、上谷A、湫東台下、上谷B、上谷C、東津田C、第四中学校、東津田B、西津田A、西津田B、須原堤A、東光台西B、東光台西A、東光台、須原堤B、東津田D、桧山、中の坪、西津田五丁目A、西津田五丁目B、西津田五丁目C、津田E、東津田E、東津田F、西津田C、東津田G、津田B、生協病院裏B、生協病院裏A、東田中、田中A、床几山通り、栄町B、松尾、西津田八丁目、雑賀、元山、栄町A、乃木忌部橋北、馬ノ背B、王子坂、馬ノ背A、宇賀B、宇賀C、競馬場A、競馬場B、山居下、駅南、中原B、前田、中原A、馬ノ背D、乃白、田和C、田和B、乃木福富E、岡の空、田中B、浜乃木、田和A、田和E、田和G、田和D、田和F、下ノ原、大角山A、乃木福富C、乃木福富D、乃木福富F、乃木福富G、乃木福富H、乃木福富I、乃木福富A、乃木福富B、大角山B、田中C、乃木福富J、古志原2丁目、喰ヶ

谷、切剥山、向山A、向山B、湫南台団地、上口、八雲台、一の谷、神田、深田A、平成A、平成B、大庭、中曾根、江戸山、中ノ島A、中ノ島B、空ノ原、来見C、来見B、原A、来見D、山代B、伊弊田、真名井の滝西、原D、原C、原B、橋端、林原、金起A、柳谷、大成、深田B、南口、西口、井戸路A、井戸路B、金起B、時石、有B、黒田畦E、黒田畦C、黒田畦B、中ノ島C、黒田畦A、高岡、大草A、有A、坪ノ内下、坪ノ内、大草B、下意東A、下意東B、下意東C、羽入A、羽入B、羽入C、羽入D、羽入E、高丸A、高丸B、高丸C、野呂A、高丸D、高丸E、高丸F、高丸G、下意東D、野呂B、羽入F、羽入H、中意東B、中意東C、中意東A、あさひ台、下意東E、高庭A、高庭B、高庭C、高庭D、岩崎神社東A、岩崎神社東B、本谷下組A、山根、畑A、畑B、出雲金刀比羅宮東A、出雲金刀比羅宮東B、出雲金刀比羅宮東C、本谷奥組A、本谷奥組B、古屋敷A、古屋敷B、本谷奥組C、一穂神社北A、一穂神社北B、本谷中組A、山口谷、本谷中組B、乗光寺西A、乗光寺西B、乗光寺北A、本谷中組C、本谷中組D、乗光寺北B、本谷下組B、岩鼻橋南、岩鼻A、岩鼻B、岩崎神社東C、畑C、崎田2区B、崎田2区C、崎田、崎田2区D、椎ノ木A、椎ノ木B、椎ノ木C、南中津A、南中津B、五反田A、五反田B、附谷A、附谷B、附谷C、五反田C、五反田D、畑ヶ田A、上分A、畑ヶ田B、上分B、上分C、上分D、上分E、上分F、上分G、上分H、四廻A、四廻B、四廻C、四廻D、上新町A、上新2区A、上新町B、椎ノ木D、椎ノ木E、揖屋町A、揖屋町B、中津、南中津C、市原B、上分I、上新2区B、上新2区C、上新町C、上新町D、上新町E、崎田2区A、市原A、東出雲中学校、揖屋町C、向川原A、向川原B、春日A、古城A、古城B、大木B、大木C、大木D、古城C、古城D、須田神社北A、須田神社北B、栗坪、須田神社南、須田A、須田B、須田C、須田D、須田E、内馬A、内馬B、内馬C、内馬D、春日E、春日F、内馬E、内馬F、内馬G、内馬H、内馬I、宝満山、春日B、春日C、春日台A、春日台B、春日台C、春日台D、春日台E、春日台F、春日D、大木E、出雲郷A、出雲郷B、意宇南6丁目A、意宇南6丁目B

(2) 土石流

法吉B、乃白A、中ノ谷、大隅川、大庭D、古家敷谷、本谷中組西谷A、上意東J、高庭谷、上意東K、上意東D、上意東E、本谷中組西谷B、畑川C、揖屋町R、揖屋町O、揖屋町I、春日J、川原谷、井戸谷川、須田西川、須田B、出雲郷A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

奥出雲町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

佐白A、八頭、八代A、八代B、八代C、八代D、八代E、八代F、佐白B、八代G、八代H、八代I、八代J、八代K、真谷、八代L、八代M、佐白C、八代N、八代東部、八代O、佐白、八代P、八代Q、佐白D、佐白E、玉雲寺西2、上三所A、八代R、八代S、佐白F、八代、上三所B、土屋I、上三所C、八代T、八代U、佐白H、上三所D、上三所E、馬馳A、八代V、八代W、佐白I、上三所F、上三所G、馬馳B、馬馳上、馬馳C、八代X、佐白J、佐白K、上布施、佐白L、上三所H、馬馳D、馬馳1、馬馳2、佐白M、佐白N、上三所I、上三所J、井出口、上三所K、上三所L、上三所M、上三所N、馬馳E、馬馳F、馬馳G、佐白O、上三所O、上三所P、馬馳H、

馬馳 I、馬馳 J、馬馳 L、馬馳 M、馬馳 N、馬馳 O、馬馳 P、馬馳 Q、馬馳 R、佐々木、三所 A、三所 B、下三所 2、三所 C、下三所 3、三所 D、下三所 5、三所 E、三所 F、三所 G、三所 H、三所 I、三所 J、石原 1、三所 K、三所 L、矢谷 1、三成 A、三成 B、三所 M、三所 N、三所 O、三所 P、三所 Q、石原 2、三成 C、三所 R、三成 D、矢谷 2 A、矢谷 2 B、三成 E、三所 T、三所 U、三所 V、里田 4、矢谷 4、三成 F、里田 2、黒田 1、三成 G、三成 H、三成 I、三成 J、三所 W、三所 X、三所 Y、三所 Z、三成 K、三所 AA、黒田 2、三成 L、湯の原 2、朝日町、棚田 II、三成 M、湯の原 1、石原、三成松下、三成 N、三所 AB、三所 AC、三成 O、上三成下、愛宕下、滝の上 2 A、湯の原下、土木、滝の上 1、湯の原上、湯の原中、上三成、三成 P、滝の上 2 B、三成 Q、三成 R、三成 S、三成 T、三成 U、三成 V、美女原橋東、三成 W、三成 X、三成 Y、三成 Z、三成 AA、美女原 2、芋ヶ畑橋南 1、三成 AB、美女原 3、芋ヶ畑橋南 2、三成 AC、久月橋北、三成 AD、三成 AE、高尾 A、高尾 B、高尾 C、高尾 D、尾白橋北、尾白橋西、高尾 E、高尾 F、高尾 G、高尾 H、高尾 I、高尾 J、高尾 K、高尾 L、高尾 M、大源橋東 2、築田、高尾 O、築田橋東、高尾橋東 2、高尾 P、下高尾 5、高尾小学校、高尾 Q、高尾 R、高尾 S、高尾 T、高尾 U、高尾 V、高尾 W、高尾 X、高尾 Y、高尾 Z、上高尾 1、高尾 AA、高尾 AB、上高尾 2、下高尾 6、高尾 AC、亀嵩 A、亀嵩 B、亀嵩 C、亀嵩 D、亀嵩 E、高田 A、亀嵩 F、亀嵩 G、弁才天橋東、亀嵩 H、亀嵩 I、高田 B、亀嵩 J、亀嵩 K、高田 C、亀嵩 L、亀嵩 M、高田 D、高田 E、亀嵩 N、亀嵩 O、高田 F、高田 G、亀嵩 P、亀嵩 Q、亀嵩 R、亀嵩 S、亀嵩 T、亀嵩 V、亀嵩 W、亀嵩 X、亀嵩 Y、高田 H、高田 I、高田 J、亀嵩 Z、亀嵩 AA、亀嵩 AB、高田 K、高田 L、高田、高田 N、郡 A、亀嵩 AC、高田 O、郡 B、亀嵩 AD、亀嵩 AE、西湯野、高田 P、郡 C、郡中、谷奥、亀嵩 AG、亀嵩 AH、高田 Q、郡奥橋南、高田 R、郡三成橋北、亀嵩 AI、亀嵩、亀嵩 AJ、亀嵩 AK、郡林、郡三成橋西、亀嵩 AL、亀嵩 AM、高柴 1、高柴 2、亀嵩 AN、亀嵩 AP、簾 1、郡 E、郡 F、郡 G、亀嵩 AQ、梅木原 4、郡 H、郡 I、郡 J、亀嵩 AR、亀嵩 AS、簾 3、亀嵩 AT、亀嵩 AU、梅木原 3、簾 4、亀嵩 AV、梅木原 1、大内原 1、鹿谷鉦橋北、亀嵩 AW、大内原 2、大内原、大内原橋北、大内原上、下阿井 A、下阿井 B、川子原 A、下阿井 C、下阿井 D、下阿井 E、下阿井 F、下阿井 G、川子原 B、下阿井 H、鋳物屋、いものや、八幡下、山根、下阿井 I、下阿井 J、下阿井 K、下阿井 L、下阿井大橋北、下阿井 M、下阿井 N、下阿井 O、下阿井 P、下阿井 Q、下阿井 R、下阿井 S、下阿井 T、下阿井 U、奥湯谷橋北、見寄、下阿井 V、下阿井 W、下阿井 X、下阿井 Y、下阿井 Z、下阿井 AA、下阿井 AB、下阿井 AC、下阿井 AD、下阿井 AE、下阿井 AG、下阿井 AH、下阿井 AI、下阿井 AJ、下阿井 AK、下阿井 AL、下阿井 AM、下阿井 AN、下阿井 AO、奥湯谷上 A、奥湯谷上 B、奥湯谷上 C、下阿井 AP、下阿井 AQ、下阿井 AR、下阿井 AS、下阿井 AT、下阿井 AU、下阿井 AV、下阿井 AW、下阿井 AX、上阿井 B、上阿井 D、上阿井 E、川東下、上阿井 F、上阿井 G、阿井小学校、森長、上阿井 H、河東、上阿井 I、上阿井 J、上阿井 K、上阿井 L、上阿井 M、上阿井 N、上阿井 O、上阿井 P、上阿井 Q、川西 A、川西 B、下坂根 A、下坂根 B、上阿井 R、上阿井 S、上阿井 T、坂根 A、坂根 B、町空、上阿井 U、上阿井 V、米原 A、上阿井 W、米原 B、いざなみ橋東、米原 C、米原 D、上阿井 X、上阿井 Y、上阿井 Z、上阿井 AA、新屋前橋南、真地橋東、真地橋北、真地橋西、可部屋大橋東、桜井上、可部屋集成館南、上阿井 AB、内谷 A、内谷 B、上真地橋南、真地下、新呑谷橋北、木地谷橋西、真地上 B、真地上 C、真地上 D、福原上 B、福原上 A、上阿井 AC、上阿井 AD、上阿井 AE、上阿井 AF、上阿井 AG、上阿井 AI、福原下 A、上阿井 AJ、福原橋北、上阿井 AK、上阿井 AL、上阿井 AM、上阿井 AN、上阿井 AO、福原下 B、上阿井 AP、下阿井 AF、下阿井 AY、下阿井 AZ、下阿井 BA、下阿井 BB、上阿井 AQ、鴨倉 A、上鴨倉 A、上鴨倉 B、鴨倉 B、鴨倉 C、鴨倉 D、上鴨倉 C、鴨倉 E、上鴨倉 D、上鴨倉 E、上鴨倉 F、鴨倉 F、建御名方神社東、要害山西、鴨倉 H、下鴨倉 A、下鴨倉 B、鴨倉大橋北 A、鴨倉大橋東、鴨倉大橋南 A、鴨倉大橋南 B、阿井川ダム西、三沢 A、三沢 B、原田、下鞍掛 A、三沢 C、原田 A、三沢 D、三沢 E、三沢 F、三沢 H、三沢 I、三沢 J、三沢 K、三沢 L、原田 B、三沢 M、三沢 O、三沢 P、三沢 Q、三沢 R、三沢 S、三沢 T、三沢 U、三沢 V、堅田 B、三沢 W、三沢 X、工業団地 B、工業団地 A、堅田 A、上鞍掛 B、花見屋橋南、花見屋橋西、上鞍掛 A、上鞍掛橋東、三沢 Z、三沢 AA、布広橋南 B、三沢 AB、布広橋南 A、三沢 AC、下鞍掛 B、三沢 AD、三沢 AE、下鞍掛 C、下鞍掛 D、四日市 A、四日市 B、河内 A、四日市 C、河内 B、河内 D、河内 E、河内 F、阿井川ダム東、河内 G、常高寺南、常高寺南 B、河内橋北、河内 H、河内 I、河内 J、河内

K、奥田橋西、河内L、河内M、河内O、河内P、河内Q、河内R、才の峠東、大吉、河内S、河内T、鴨倉I、河内U、竹崎A、竹崎B、竹崎C、竹崎D、竹崎E、柱橋南、竹崎F、竹崎G、竹崎H、竹崎J、竹崎K、ビリ谷橋北、竹崎L、竹崎M、竹崎N、竹崎P、竹崎Q、竹崎R、竹崎S、竹崎T、追谷、日向側、竹崎V、中糶、竹崎W、大呂A、竹崎X、水木橋北、竹崎Y、竹崎Z、山郡、中丁A、小国、竹崎AA、竹崎AB、川原橋、竹崎AC、山神社、竹崎AD、大呂B、大呂C、福頼、大呂E、大呂F、大呂G、大呂H、大呂I、大呂J、大呂K、大呂神社、大呂L、中丁B、中丁下、山の奥橋南、大呂N、代山、大呂O、大呂P、大呂Q、大呂R、大呂S、大呂T、大呂U、大呂V、大呂W、大呂X、谷鈿橋南、大呂Y、五反田A、中村B、中村C、中村D、中村F、中村G、中村H、中村I、五反田B、中村J、樋口A、中村L、中村M、樋口B、樋口C、蔵屋A、蔵屋下、蔵屋上、中村N、蔵屋B、蔵屋C、中村P、中村Q、中村S、中村T、稲原A、稲原B、稲原C、稲原D、稲原F、稲原H、稲原J、稲原L、稲原M、稲原N、稲原O、稲原P、稲原Q、稲原R、粕谷池南、稲原T、川西橋東A、稲原U、稲原V、稲原W、下横田A、横田A、稲原X、稲原Y、稲原Z、下横田B、下横田C、下横田D、下横田E、中村X、中村Y、角A、角B、横田B、六日市A、六日市B、六日市C、大曲A、大曲B、横田D、横田E、大曲C、大曲D、横田F、横田G、横田H、横田I、横田J、横田K、加食橋北、横田L、横田M、横田N、吉野谷橋南、蔵屋E、原口、大谷A、雨川A、雨川下、雨川B、大歳神社東、大谷B、小麦谷橋西、大谷C、大谷D、大谷E、大谷F、大谷G、大谷H、大谷I、下横田F、下横田G、下横田H、下横田I、下横田J、下横田K、下横田L、下横田M、下横田N、川西橋東B、下横田O、愛宕神社北A、愛宕神社北B、下横田P、下横田Q、八川本郷A、八川小学校南、井多橋北、井多橋東、八川駅北、八川A、八川本郷B、八川B、八川C、八川D、本郷A、八川E、八川F、八川G、八川本郷C、八川H、金川A、八川I、八川J、金川B、金川C、金川D、八川K、八川L、八川M、中八川A、仲仙道、八川N、中八川B、八川O、小八川橋東、八川P、小八川A、多聞寺橋、八川Q、八川R、小八川B、八川S、八川T、山神橋西、八川U、山神橋南、八川V、八川W、大八川北、大八川東、中八川C、八川X、八川Y、八川Z、三森原A、三森原B、八川AA、田畑橋西、八川AB、三森原C、八川AC、八川AD、八川AE、八川AG、八川AH、坂根、八川AI、八川AJ、八川AK、八川AL、八川AM、八川AN、八川AO、八川AP、八川AQ、八川AR、八川AS、大谷J、大谷K、大谷L、大谷M、大谷N、大谷O、大谷P、大谷Q、大谷R、大谷S、大谷T、大谷U、大谷V、大谷W、本郷東、大谷X、杭木、大谷Y、大谷Z、大谷AA、大谷AB、大谷AC、大谷AD、大谷AE、吉ヶ口、大谷AF、大谷AH、古市、土橋A、小馬木本郷A、小馬木A、小馬木B、大谷AG、小馬木C、皿ヶ瀬橋西、小馬木D、小馬木E、大馬木A、大馬木B、大馬木C、大馬木D、反保A、小馬木F、小馬木G、小馬木H、小馬木I、大馬木E、反保B、女良木、大馬木F、大馬木G、大馬木H、大馬木I、大馬木J、大馬木K、大馬木L、大馬木M、大馬木N、大馬木O、大馬木P、大馬木Q、大馬木R、大馬木S、大馬木T、大馬木U、大森、大馬木V、大馬木W、大馬木X、大馬木堅田A、大馬木堅田B、堅田C、大馬木Y、大馬木Z、大馬木AA、大馬木第一本郷、亀ヶ市橋北、大馬木AB、大馬木AC、湯舟橋南、大馬木AD、亀ヶ市、大馬木AE、大馬木AF、大馬木AG、小峠、大馬木AH、大馬木AI、大馬木AJ、大馬木AK、大馬木AL、大馬木AM、上連、大馬木AN、大馬木AO、大馬木AP、大馬木AR、大峠、大馬木AS、木屋谷A、木屋谷B、みずほ橋西、木屋谷橋北A、木屋谷C、木屋谷D、小馬木J、小馬木L、折渡、小馬木M、小馬木N、小馬木Q、小馬木R、本谷折渡、下垣内橋南、小馬木S、小馬木T、小馬木U、小馬木W、小馬木X、小馬木Y、小馬木Z、小馬木AA、砂子屋橋西、矢入、小馬木AB、小馬木AC、矢入中原A、小馬木AD、野伏、中原、小馬木AE、矢入中原B、小馬木AF、小馬木AG、小馬木AH、小馬木AI、奥田屋橋西、小森A、小森B、小森C、小馬木AJ、小森D、矢入中原北、小馬木AK、小馬木AL、小馬木AM、小馬木本郷B、小馬木AN、小馬木AO、小馬木AP、小馬木本郷C、小馬木AQ、小馬木AR、小馬木AS、板敷橋西、越峠橋東、越峠橋北、板敷神社西、小馬木AT、小馬木AU、板敷A、板敷B、板敷C、板敷D、木屋谷橋北B、

## (2) 土石流

西石原川、石原川、三成G、三所J、美女原4B、金屋子谷、高尾川A、中湯野川B、大熊下川、上客廻川A、大久保田谷川、谷奥川A、亀嵩Q、亀嵩S、大道ヶ谷、石広、大林B、琴枕川下川、東琴枕川A、東琴枕川B、高田

F、イガキ廻E、寺田、穴ノ谷、梶畑奥、下鷹ノ谷川、東半谷川、上阿井D、原、カナ田、上阿井E、堅固H、南河内谷川、下河内谷川、河内D、河内E、滝谷川H、杠川、稲田川B、横田、下隠地境、中隠地境、横谷川上川、大谷C、大谷D、大谷E、奥山谷川C、下横田D、本郷A、天神原上谷川、吉谷川B、下吉谷川、金川、叶谷川、八川V、北宮谷川、吉ヶ口谷川A、上市、石橋ヶ谷、鉦谷川B、大馬木D、下峠A、下峠B、大馬木F、大畝、イラ谷川、大馬木H、寺奥川B、寺奥川D、寺奥川E、北矢入川下川、小馬木E、小森東谷川、板敷A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所及び奥出雲町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

川本町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

上三島B、上三島A、福常坊、玉繰、川下AA、川下X、川下W、川下Z、川下Y、川下V、川下U、下三島、日向C、正覚寺、日向B、日向A、飛渡、江川荘、因原H、中因原、竹下、因原G、因原F、因原E、因原神社、下因原、上尾原、因原D、因原B、志谷B、志谷A、因原A、志谷C、志谷D、因原C、清太寺A、清太寺B、下尾原A、下尾原B、久料谷、下尾原C、中尾原、木谷B、木屋原神社、木谷A、川下S、川下R、田原E、田原D、田原C、田原B、田原A、絵堂B、絵堂A、川下F、川下E、川下D、川下C、川下A、川下B、築紫原B、築紫原A、川下G、川下H、上郷、川内B、川内E、川内D、中郷A、中郷B、川内C、中郷C、中郷E、川内F、日野、柿ノ木原A、柿ノ木原B、馬野原A、馬野原B、馬野原C、馬野原D、馬野原E、馬野原F、馬野原G、柿ノ木原C、柿ノ木原D、小谷A、柿ノ木原E、柿ノ木原F、小谷B、聞光寺、半部B、半部A、多田A、多田C、多田D、下多田、木路原D、川本T、木路原C、竜安寺、久座仁C、久座仁B、久座仁A、木路原A、川本Q、川本P、上新、高校下、統計事務所裏、川本O、川本N、川本M、八幡前、下新、川本L、法隆寺、和田、上谷F、上谷E、上谷D、上谷C、上谷B、上谷A、会下B、会下A、川本S、畑野、幡D、幡E、幡C、幡B、幡A、川本K、市井原H、市井原G、市井原E、市井原C、市井原B、市井原A、中島、長原集会所、長原B、矢谷H、矢谷G、矢谷F、正源寺、矢谷B、矢谷A、川本A、川本B、芋畑A、芋畑B、芋畑C、都賀行、芋畑D、芋畑E、川本C、川本D、矢谷C、矢谷D、矢谷E、長原A、長原C、長原D、川本E、市井原D、川本G、川本F、市井原F、町営住宅裏、瀬上、瀬来、中倉B、中倉A、川本J、川本I、川本H、谷戸H、谷戸I、谷戸G、谷戸F、中の原、谷戸E、天理教石東分教会、谷戸D、谷戸C、谷戸B、谷戸A、下条G、下条F、下条E、常称寺、下条C、下条B、前条G、下条A、三俣A、三俣八幡宮、下条D、上三俣C、三俣B、上三俣B、上三俣A、本郷D、湯谷Q、川下I、湯谷P、川下K、川下P、笹畑A、川下Q、川下O、川下N、川下M、川下L、笹畑B、湯谷C、長谷A、長谷B、湯谷O、長谷C、本郷C、本郷B、湯谷N、宮台、三谷神社、湯谷M、前条F、本郷A、前条E、前条D、前条C、前条B、川本U、川本V、中郷D、前条A、北佐木A、後区A、後区B、北佐木B、湯谷D、湯谷A、湯谷F、湯谷G、湯谷H、湯谷L、上組C、上組B、上組A、湯谷K、古屋口C、湯谷J、北佐木C、北佐木D、中区C、中区B、南佐木F、中区A、正蓮寺、古屋口A、古屋口B、北佐木E、南佐木G、南佐木R、南佐木H、南佐木I、南佐木J、三原S、三原T、南佐木K、南佐木L、三原Q、三原R、三原M、三原L、三原K、三原J、三原I、築紫原C、築紫原

D、築紫原E、三原A、三原B、三原C、三原D、三原E、三原F、三原G、南部峠、三原N、三原P、南佐木Q、南佐木P、南佐木N、南佐木O、田窪Z、田窪AA、古市、田窪AB、田窪V、田窪U、南佐木M、田窪Y、田窪X、田窪W、田窪T、田窪S、田窪R、田窪Q、田窪P、田窪O、田窪N、田窪M、田窪K、田窪L、田窪C、上石C、田窪A、田窪B、田窪J、田窪H、田窪I、田窪G、田窪F、上石B、田窪E、田窪D、上石A、白地A、南佐木A、南佐木B、南佐木C、白地C、白地B、南佐木D、南佐木E、莊厳寺、三原U

(2) 土石流

瀬尻谷B、川下C、川下A、川下B、川下I、田原谷B、木谷川A、上三宅谷、久座仁C、久座仁A、川本I、田水川C、坂根川A、芋畑C、長原F、川本N、三俣F

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局の任用期間の定のある職員の任免権を委任する規程を廃止する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局の任用期間の定のある職員の任免権を委任する規程を廃止する規程

島根県企業局の任用期間の定のある職員の任免権を委任する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第8号）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「で、島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）第2条に定める定数内の職員」を「であって、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）第2条に規定する定数内の職員

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（第36条第1項において「臨時的任用職員」という。）

第6条の見出し中「振替え及び4時間の」を「振替及び」に改め、同条第1項中「うち4時間」を「うち3時間30分、4時間又は4時間15分」に、「4時間の勤務時間」を「3時間30分、4時間又は4時間15分の勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）」に改め、同条第2項中「4時間の勤務時間」を「半日勤務時間」に改め、「勤務日の」の次に「始業の時刻から連続し、又は」を加え、同条第3項中「振替え（」を「振替（」に、「）又は4時間の勤務時間」を「）又は半日勤務時間」に、「振替え又は4時間の勤務時間」を「振替又は半日勤務時間」に改め、同条第4項

中「振替え又は4時間の勤務時間」を「振替又は半日勤務時間」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 再任用職員については、前項ただし書の規定は、適用しない。

第14条の2中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第22条第6項中「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員」に改める。

第36条（見出しを含む。）中「任用期間に」を「任用期間の」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**

**島根県病院局管理規程第5号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第6条第2項の表県立病院課の部中

「

|     |                             |   |
|-----|-----------------------------|---|
| 調整監 | 上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。 | を |
|-----|-----------------------------|---|

」

「

|      |                             |       |
|------|-----------------------------|-------|
| 調整監  | 上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。 | に改める。 |
| 課長代理 | 上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。 |       |

」

第8条第1項の表医療局の部中央診療部の項中

「

|         |   |
|---------|---|
| 病理組織診断科 | を |
| 臨床腫瘍科   |   |
| 肝臓内科    |   |

」

「

|         |                |
|---------|----------------|
| 病理組織診断科 | に改め、同部内科診療部の項中 |
|---------|----------------|

」

「

|       |   |
|-------|---|
| 総合診療科 | を |
| 精神神経科 |   |

」

「

|       |    |
|-------|----|
| 精神神経科 | に、 |
|-------|----|

」

「

|      |   |
|------|---|
| 消化器科 | を |
|------|---|

」

」

「

|      |
|------|
| 消化器科 |
| 肝臓内科 |

に、

」

「

|        |
|--------|
| 内分泌代謝科 |
| 感染症科   |

を

」

「

|        |
|--------|
| 内分泌代謝科 |
|--------|

に改め、同部中

」

「

|      |
|------|
| 産婦人科 |
|------|

を

」

「

|           |       |
|-----------|-------|
|           | 産婦人科  |
| 総合診療部     | 総合診療科 |
|           | 地域医療科 |
|           | 感染症科  |
|           | 臨床腫瘍科 |
| 医師事務作業補助部 |       |

に改め、同表に次

」

のように加える。

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 治験管理室 |  |  |
|-------|--|--|

第8条第2項を削り、同条第3項の表に次のように加える。

治験管理室

- (1) 治験に関すること。
- (2) 臨床研究に関すること。

第8条第3項を同条第2項とする。

第10条第2項の表中

「

|                         |    |          |
|-------------------------|----|----------|
| 中央病院の事務局、医療局、薬剤局及び医療技術局 | 次長 | 局長を補佐する。 |
| 看護局                     |    |          |

」

を

「

|         |    |          |
|---------|----|----------|
| 中央病院の事務 | 次長 | 局長を補佐する。 |
|---------|----|----------|

」

|                      |    |                          |
|----------------------|----|--------------------------|
| 局、医療局、薬剤局、医療技術局及び看護局 |    |                          |
| 中央病院の医療局             | 部長 | 上司の命を受け、診療に関する事務を掌理する。   |
| 中央病院の医療技術局           | 科長 | 上司の命を受け、医療技術に関する事務を掌理する。 |

に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**島根県病院局管理規程第6号**

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

第6条第1項中「3時間45分又は4時間を」を「3時間30分、3時間45分、4時間又は4時間15分を」に、「3時間45分又は4時間の勤務時間」を「3時間30分、3時間45分、4時間又は4時間15分の勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）」に改め、同条第2項中「3時間45分又は4時間の勤務時間」を「半日勤務時間」に改め、同条第3項中「3時間45分若しくは4時間の勤務時間」を「半日勤務時間」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**島根県病院局管理規程第7号**

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

第1条中「。以下「就業規程」という。」を削り、「（以下）」を「（次条において）」に改める。

第2条の表を次のように改める。

| 所属  | 中央病院                     |              |                        |                          |               |                        |                          | こころの医療センター             |
|-----|--------------------------|--------------|------------------------|--------------------------|---------------|------------------------|--------------------------|------------------------|
| 職員  | 医師                       | 看護の業務に従事する職員 | 栄養管理科に勤務する職員           | 薬剤局に勤務する職員               | 放射線技術科に勤務する職員 | 臨床工学科に勤務する職員           | リハビリテーション技術科に勤務する職員      | 看護の業務に従事する職員           |
| 週休日 | 4週間について4日以上（所属長が職員ごとに指定す | 同左           | 4週間について8日（所属長が職員ごとに指定す | 4週間について4日以上（所属長が職員ごとに指定す | 同左            | 4週間について8日（所属長が職員ごとに指定す | 4週間について8日以上（所属長が職員ごとに指定す | 4週間について8日（所属長が職員ごとに指定す |

|          |  |   |   |  |    |  |   |     |
|----------|--|---|---|--|----|--|---|-----|
|          | る。)  |   | る。)                                     | る。)  |    | る。)  | る。)                                     | る。) |
| 勤務時間の割振り | 1月ごとの変形労働時間制とし、1月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。 | 同左  | 同左                                      | 同左   | 同左 | 同左   | 同左                                      | 同左  |
| 休憩時間     | 所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分、7時間45分を超える場合は75分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。 | 所属長は、勤務時間が7時間45分、15時間30分の場合は105分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。 | 所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。 | 所属長は、勤務時間が6時間45分、7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。 | 同左 | 所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分、7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。 | 所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。 | 同左  |

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**島 根 県 病 院 局 告 示**

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

島根県病院事業管理者 山口 修平

出産に係る経費の項中「195,000円」を「200,000円」に、「165,000円」を「170,000円」に、「112,500円」を「115,000円」に、「82,500円」を「85,000円」に、「61,000円」を「71,000円」に改める。

妊婦健康診査の項を次のように改める。

妊婦健康審査の項中「25,080円」を「25,010円」に、「妊娠14週、24週又は32週前後の場合 1回につき 5,760円」を「妊娠24週又は32週前後の場合 1回につき 5,760円」に、「7,520円」を「7,570円」に、「9,360円」を「9,410円」に、「妊娠14週前後の場合 1回につき 6,360円」を「9,410円」に改める。

に改める。

自動聴性脳幹反応検査の項中「8,844円」を「9,350円」に、「8,040円」を「8,500円」に改める。

妊婦に対する水痘・帯状疱疹ヘルペス抗体検査（E I A法）の項中「2,180円」を「2,120円」に改める。

産婦健康診査の項中「4,000円」を「5,000円」に改める。

羊水染色体検査の項中「68,200円」を「73,700円」に改める。

胎盤絨毛染色体検査の項中「68,200円」を「73,700円」に改める。

遺伝カウンセリング料の項中「14,168円」を「5,500円」に、「12,880円」を「5,000円」に、「11,814円」を「4,400円」に、「10,740円」を「4,000円」に改める。

遺伝子検査料の項を次のように改める。

遺伝子検査料

HBOCスクリーニング 1回につき 165,000円

クイックHBOC 1回につき 242,000円

MSH6フルシーケンス 1回につき 66,000円

PMS2フルシーケンス 1回につき 66,000円

MLH1フルシーケンス 1回につき 66,000円

MSH2フルシーケンス 1回につき 66,000円

追加MLH1/MSH2 MLPA 1回につき 22,000円

MMRスクリーニング 1回につき 121,000円

APCスクリーニング 1回につき 88,000円

MEN1スクリーニング 1回につき 88,000円

クイックMEN1スクリーニング 1回につき 132,000円

MEN2スクリーニング 1回につき 44,000円

クイックMEN2スクリーニング 1回につき 72,490円

TP53スクリーニング 1回につき 88,000円

PTENスクリーニング 1回につき 88,000円

シングルサイト1サイト 1回につき 33,000円

シングルサイト2サイト 1回につき 49,500円

シングルサイト3サイト 1回につき 66,000円

リンパ浮腫マッサージ料の項の次に次の1項を加える。

乳がん検診料 1回につき 9,900円

おむつ使用料の項中「75円」を「87円」に改める。

非紹介患者初診時加算料の項中「5,100円」を「5,500円」に、「3,060円」を「3,300円」に改め、同項ただし書中「及び」の次に「国の」を加える。

再診時選定療養費の項中「2,550円」を「2,750円」に、「1,530円」を「1,650円」に改め、同項ただし書中「及び」の次に「国の」を加える。

クエン酸シルデナフィル製剤の項中「50ミリグラム 1錠につき 1,430円」を削る。

緊急避妊剤の項中「13,200円」を「6,600円」に改める。

注射用酢酸セトロレリクスの項中「注射液3.0ミリグラム 1本につき 37,290円」を削る。

## 選挙管理委員会規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

#### 島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「しまね暮らし推進課」の次に「、中山間地域・離島振興課」を加える。

第15条第2項各号列記以外の部分中「しまね暮らし推進課」の次に「、中山間地域・離島振興課」を加え、同項第2号中「しまね暮らし推進課長」の次に「、中山間地域・離島振興課長」を加え、同条第3項中「しまね暮らし推進課」の次に「、中山間地域・離島振興課」を加え、同条第5項第2号中「、東部県民センター総務管理部長及び西部県民センター総務企画部長」を「及び県民センター総務管理部長」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

#### 島根県公安委員会告示第38号

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲（令和元年島根県公安委員会告示第79号）は廃止し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子